

平成30年第4回竹原市議会定例会議事日程 第2号

平成30年12月17日(月) 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 宇野 武則 議員
- (2) 松本 進 議員
- (3) 道法 知江 議員

平成30年12月17日開議

(平成30年12月17日)

議席順	氏名	出席
1	下垣内 和春	出席
2	今田 佳男	出席
3	竹橋 和彦	出席
4	山元 経穂	出席
5	高重 洋介	出席
6	堀越 賢二	出席
7	川本 円	出席
8	井上 美津子	出席
9	大川 弘雄	出席
10	道法 知江	出席
11	宮原 忠行	出席
12	吉田 基	出席
13	宇野 武則	出席
14	松本 進	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住田 昭徳

議会事務局係長 矢口 尚士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	田 所 一 三	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 部 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏	出 席

午前9時59分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第2号を配付しております。この日程表のとおり会議を進めます。

日程第1

議長（大川弘雄君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の平成30年第4回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定いたしております。

順次質問を許します。

質問順位1番，宇野武則議員の登壇を許します。

13番（宇野武則君） 平成30年度第4回一般質問を行います。

本年7月14日，中国新聞に改ざんなど，不正免職も公文書管理見直し原案，公文書改ざんを受け，組織的廃棄などが行われた場合，免職を含む懲戒処分になると人事院の懲戒処分の指針に明記，公文書管理の見直しは，安倍首相が全閣僚に策定を指示，自民党，公明党の公文書管理改革ワーキングチームの提言を踏まえて作成された。同年8月1日，中国新聞朝刊に民主主義の根幹を揺るがす，衆議院議長，政権に注文，改ざん隠蔽で異例の所感と報道，以上，国の両トップの動向を踏まえ，市長は市職員に対して何か対応されるお考えがあるのか，伺います。

次に，誓約書提出について伺います。

本市においては，職員の新規採用後，市長に対して誓約書の提出が義務化と伺っておりますが，その目的，内容について伺います。

次に，3としてプロポーザル方式による業者選出についてを行います。

広島県監査委員からプロポーザル方式による業者公募については，募集100件中参加業者1社のみが45件であり，同監査委員は広島県知事に対して公募方法の改善を求めています。本市においても透明性の高い入札制度に移行すべきと思いますが，市長のお考えを伺います。

4として，市長選における公約と財政改革について伺います。

市長選における公約表明は，市長と市民の約束事であると思います。市長は既に就任1

年を経過， 7月豪雨の復旧・復興も遅々として進まない現状で， 今後市庁舎移転を含む市長の公約実現はどのように取り組まれるのか。私は現在の市の財政状況は県下でも厳しいものと認識しておりますが， 市長は財政改革にどのように取り組まれるのか。改革には利害関係者の厳しい抵抗等も予想されますが， 市長の強いリーダーシップが強く求められます。市長の公約実現の見通しと財政改革の決意について伺います。

農林振興について伺います。

私は， 7月豪雨災害以降， 荒廃した山林， 竹林を注視し， 観察することが常態化するようになっております。同時に， 並行して放棄農地， 休耕地も年々増加傾向にあり， 今後対策をとらない限り， 進行することが十分に予想されます。現在， 本市の専業農家戸数と耕作面積及び準農家の戸数， 耕作面積についてどのように把握されているのか伺います。

次に， 市木である竹林は拡大し， 荒廃しているのが現状です。竹林面積はどのくらいなのか， また市有分はどのくらいあるのか， 伺います。

一方， 市外から移住されて専業農家として頑張っておられる方もおられますが， 現在把握されている戸数と移住対策支援事業はどのように整備されているのか， 伺います。

次に， 6として水産振興について伺います。

竹原市漁業協同組合は， 平成5年までは吉名， 竹原， 忠海， 3組合でそれぞれ独立して運営， その後平成6年県の指導により3組合合併， 当時の組合員数は準を含む120名位であります。漁種については， 観光遊漁船約20隻を中心に， 底びき網漁約15隻， その他タコツボ漁， 刺し網漁と多種多様で， 各漁協の市場も活気がありました。現在の組合数は， 忠海， 吉名で約30名前後， 竹原はゼロ人となっております。竹原市漁協が操業できる区域は大久野島東方500メートルから木江沖まで， 漁船のエンジンは8馬力です。西部は吉名沖， 臼島から呉市川尻町までエンジンは12馬力と制限されております。これは資源保護が大きな理由であります。その他， 広島県の操業区域指定により， 竹原市漁協と共同操業できる漁協は三原市幸崎町， 大崎上島， 下島町， 安芸津町， 川尻町， 平成10年ごろまでは各漁協の組合員も多く操業され， 資源が豊富であったことの証明であります。各漁協組合員の大幅な減少は， 各操業区域の漁業資源は相当余裕があると十分に想定されます。今後の課題として， 市， 漁協， 栽培漁業センター3者が連携， 移住政策とともに組合員参入条件整備等を含む， 市は積極的に対応すべきと思いますが， 市長の御見解を伺います。

公金支出に伴う随意契約について伺います。

竹原市地域情報基盤整備事業について伺います。

同工事入札は、平成22年8月9日、落札業者は株式会社立芝、請負金額は10億6,330万円、消費税5,316万5,000円、請負合計額は11億,1,646万5,000円であります。

2期工事は、平成23年5月17日で、請負業者は1期工事と同様、業者立芝と随意契約、請負金額は9,416万9,250円、3期工事は平成23年12月1日、請負業者は株式会社立芝、随意契約、請負金額は1,480万5,000円であります。2期、3期請負合計金額は、1億897万4,250円となります。

次に、小中学校耐震工事について伺います。

竹原西小学校、竹原中学校耐震補強工事、契約年月日は平成22年7月5日、請負金額は3億2,644万5,000円、請負落札率は82.64%、同校改修工事、随意契約、3,150万円、設計増額変更、金額は810万9,150円、合計3,960万9,150円あります。請負落札率は96.06%、竹原小学校、忠海中学校耐震補強工事、契約年月日は平成22年7月5日、請負金額は2億3,840万2,500円、請負落札率82.56%、同校改修工事、随意契約1,648万5,000円、落札率96.02%。

以上のような随意契約は、地方自治法234条2項、地方自治法施行令随意契約第167条2、地方自治法234条2項、随意契約ができる場合を明らかに法の拡大解釈であり、正しい入札制度の否定になると思うが、副市長の御見解を伺います。

壇上での質問は以上でございます。答弁次第によっては自席で再質問させていただきます。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 宇野議員の質問にお答えをいたします。

1点目の公文書のあり方についての御質問でございます。

公文書につきましては、文書事務取扱規程に基づき、正確かつ迅速に取り扱い、常に処理経過を明らかにし、事務が能率的に処理されるよう努めているところであります。人事院では本年9月に懲戒処分の指針を見直し、決裁文書の改ざんや組織的廃棄などの公文書の不適正な取り扱いが行われた場合、免職を含む懲戒処分とすることとされております。

本市におきましても、こうした国の動向も踏まえ、職員のコンプライアンス意識の向上

を図るとともに、公文書の不適正な取り扱いが認められた場合には、厳正な処分を検討してまいります。

次に、2点目の誓約書提出についての御質問でございます。

地方公務員は、地方公務員法第31条において、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならないとされております。本市におきましても、この規定を受け、職員のサービスの宣誓に関する条例第2条に基づき、新たに職員となった者は宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならないと定めております。

この宣誓書においては、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護すること、また地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することをかたく誓うこととしております。

次に、3点目のプロポーザル方式による業者選出についての御質問でございます。

契約の方式につきましては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約に大別されている中で、プロポーザル方式は入札によらず、公示したテーマに対し提案書の提出を求め、提案内容の審査、評価を行い、最も適した受託者を特定する随意契約の一つであります。そのため、この方式は、価格に加えて技術力や経験、実施体制などを含めた多様な観点から最も適した設計者を選ぶことができるといった利点があります。

こうしたことから、国、県をはじめ、他の団体においても幅広い分野の業務でプロポーザル方式による事業者選定が実施され、高度な知識と豊かな経験を有する事業者との契約が可能となっております。

一方で、プレゼンテーションの準備が必要となるなど、設計者側の負担が価格のみによる入札と比べ大きくなるなどの理由から、参加事業者が少数にとどまるなどの課題もあるため、提案までの準備期間や審査方法を考慮するなど、幅広い参加が見込める手法を検討する必要があると考えております。

今後におきましても、契約手法については、入札方式やプロポーザル方式等、業務内容に応じて最適な方法を採用しながら適切な契約事務に努めてまいります。

次に、4点目の市長選における公約と財政改革についての御質問でございます。

本年1月、市長に就任して以来、生まれてよかった、住んでみたい、住んでよかった、そして帰ってきたいと思える元気な竹原市の実現に向けて、これまで取り組んできた施策の継続を図りながら、観光プロモーションなど、本市に誰もが魅力を感じることができる

ような総合的な施策について着手できるものから取組を進めているところであります。

本市におきましては、これまで人口減少に歯止めをかけることを主眼に置いた施策を優先的に推進する一方で、歳入確保の取組にあわせて内部管理経費の縮減や事務事業の見直しなど、歳出の適正化に努めてまいりましたが、財源不足を補うための基金の減少が続き、厳しい財政状況にあります。

今後の財政見通しにつきましても、計画している大型プロジェクトや本年7月に発生した豪雨災害に伴う復旧・復興に必要な経費が多くなることから、さきに公表したとおり、非常に厳しい状況を見込んでおります。

こうしたことから、財政健全化計画を速やかに策定し、確実に実行することで持続可能な財政構造への転換を図りつつ、災害からの早期の復旧・復興、また元気な竹原市の実現を目指して取り組んでまいります。

次に、5点目の農林振興についての御質問でございます。

本市におきましては、農業者が減少するとともに、耕作放棄地は増加しており、農林業センサス2015によりますと、市内の専業農家戸数は29戸、その耕作面積は約43ヘクタール、準農家戸数は221戸、その耕作面積は約142ヘクタールとなっております。なお、竹林については、市内全体で分布し、荒廃していることは認識しておりますが、その面積については正確な数字は把握しておりません。

このような中、耕作放棄地の発生の防止等を図るため、本市では農業委員会と連携し、農地の現状把握に努め、国の制度を活用し、中山間地域等直接支払事業や経営所得安定対策などを推進しております。

また、新規就農者につきましては、農業次世代人材投資事業等の活用による確保に努めてきたところでありますが、これらによる認定新規就農者は3戸で、そのうち市外からの移住者は1戸となっており、いずれの方も精力的に活動をされております。

今後も引き続きこうした国の制度も活用しながら、県やJA等関係機関と連携し、耕作放棄地の発生の防止と新規就農者の増加を図ってまいります。

次に、6点目の水産振興についての御質問でございます。

本市の漁業を含めた県の沿岸漁業につきましては、県の農林水産業チャレンジプランにおけるアクションプログラムによると、漁獲量及び経営体数とも減少する中、1経営体当たりの漁獲量も減少しており、また藻場、干潟の減少等の環境悪化により、資源量は低くなっているものと推察されております。

このような中、芸南漁業協同組合においては、高齢化等の影響もあり、平成25年に比べ組合員数は本年1月までに5人減少し、37人となるほか、漁獲量も平成28年度は約3割減少しております。このため、本市におきましては、県をはじめ、芸南漁業協同組合及び栽培漁業センター等と連携をし、稚魚の放流や漁場改良のための築いそ事業等により資源等の維持、増大の取組を行うとともに、新たな担い手の育成を図ってまいりました。

今後も、本市の水産業の振興を図るため、県や漁協など関係機関と連携し、資源の維持、増大や新規漁業者の育成などに取り組んでまいります。

次に、7点目の公金支出に伴う随意契約についての御質問でございます。

随意契約は、競争入札によって事業の能率的な運営を阻害すると認められる場合や、競争入札によることが客観的に困難と認められるような場合などに限り採用できるものとされており、御指摘の工事につきましては適切な運用であったと考えております。

地方公共団体として行う契約は、住民福祉の向上に資するために行う事務、事業の目的達成の手段として締結するものであり、またその多くは公金の支出を伴うことなどから、極めて厳格な契約手続を行う必要があると認識しております。

こうしたことから、随意契約につきましては、一般競争入札を原則とする契約方法の例外であることを十分認識した上で、法令等に基づき、公正性、経済性及び適正履行の確保を図りながら、引き続き適切な契約事務を行ってまいります。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） では、再質問を行います。

公文書のあり方については、国の方針が固まり次第、また今後の課題だろうというふうに思っております。

先ほども誓約書の問題をお伺いいたしましたが、是非行政に携わる方については、誓約書の趣旨を絶えず頭に置いて行政に関わっていただきたいというふうに思っております。

それから、プロポーザルについてであります。このプロポーザルについては、業者にはね任すのか、基本的なものを市がつくって、それに見合ったものをプロポーザルの業者選定で生かしていただけるか。というのは、わかりやすく言えば、子育て支援住宅、プロポーザルでやったために、高額な入居費になったと、これは一つの大きな入居者のネックになっているということは事実であろうというふうに思います。よって、こういうプロポーザルで公募する場合の一つの基準、例えば30代の人が300万円の年収をもらって

ると、その場合の家賃が、どれぐらいが入る可能性がある家賃に設定されるのかというようなことを行政として、できたものが受け入れられないと問題ですから、そうではなしに受け入れられるような体制を、やっぱり参加業者にそれを提示して、その中で積算してもらおう、設計図を描いてもらうということが一つの、行政としての、市民の税金を使うという行政の姿勢としてそこが原点ではないのかというふうに思うわけです。丸投げすると、そりゃ業者は歯止めがききません。相手が公共団体だったら、際限なく見積もり上げられてもそのままのみしなないといけない、できたものをというようなマイナス点があるのではないか。

それと、それ以外にプロポーザルが1社ということは、100件あって45件も1社ということはやっぱり欠陥があるのです。それに参加できないような問題があるのです。ここではちょっと言いませんが、私の耳にも入っております。だから、そういうことはやっぱりもうちょっと整理したものでプロポーザルの公募方法を考えないと、丸投げのような今のやり方ですから、そこには税金を出す側とそれを受ける側とのすり合わせというものが若干必要なのではないかというように思いますが、市長の見解を伺います。

議長（大川弘雄君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

プロポーザル方式の関係でございますが、議員からお話ございましたように、課題といたしまして、参加事業者が少数にとどまるという課題も確かに私どもも把握いたしております。その際、提案までの準備期間が、審査方法を考慮するなど、幅広い参加が見込める手法を検討ということでございまして、議員からお話ございましたように、あくまでやはり公募または指名による際も複数の方、これは受託の希望者になりますが、複数の方からその目的に合致した企画を提案してもらおうというのが大前提とっておりますので、そうした企画提案能力のある方を選ぶ方式がプロポーザル方式でございますので、適切に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） どちらにしても、基礎的なものはやっぱり行政の、失礼な言い方ですが、能力の問題もあるのです。だから、できたものが8万円とかというような金額は、それが受け入れられるのかどうかというのは、やっぱりその前の段階で30代が300万円から350万円なら350万円、あるいは35歳までが幾らというような、一つの

市がある程度の基礎的な調査をして入らなかつたら何の意味もないわけですから。だから、実際聞いてみると、6万円も7万円も出すのなら家を建てますというような、今簡単に建てられますから、そういう方もいるわけです。これは相当私は意見を聞いて回ったのです。

それと、問題があるというのは、6社のヒアリングやっています。25年12月に、6社のヒアリングをした会社が全く誰も参加していないというところにやっぱり問題があるのです。オオバという会社が相当綿密に調査をしています。そこで、プラス・マイナスの面を市が把握してどこがどうかということ、その後の検証がないのです。だから、今言うように、丸投げなのです。ただ、高かろうが安かろうが、業者はお金さえ出ささいということが、結果20年間支払う金が、毎年、毎年市民に負担をかける原点になっているのです。だから、やっぱりそこらの基礎的なものは、こういう第三者に入ってもらわないといけない。これからどうなるかわかりませんが、これから3園の問題でも、プロポーザルでやるのかどうかわかりませんが、実際に働いている人に膝詰め合わせて、基礎的なものはしっかり行政が勉強して。ただ、広島と東京と竹原と状況が違いますから、いろんな状況が、公共バスもそうだし、いろんな同じ施設でも違うのです。そこらの原点というのは、やっぱり行政がしっかりと把握して、その部分についての公募をお願いするというを切にお願いしておきます。これは答弁結構ですから、今後の課題としてしっかり内部で検討してください。

次に、公文書ですが、その他地方自治法とか地方公務員法とか、公務員の皆さんにはいろいろ公務員としての、厳しくこういう法律で厳格にされているわけですが、一方で身分保障というのは一般企業以上に保障されているわけですから、やはり日々の勤務については新規採用された折の誓約書を絶えず頭に置いて仕事をしていただきたいと。災害の時にも、私は毎日のように役所にも来ましたが、非常に苦勞されておった課長さん、あるいは係長さんなんかも現地へたびたび出向いてやっておられました。こういう方を一つの見本として、全員がやっぱり市民のために働くという、我々議員もそうです。絶えずそういうことを頭に置いて、お互いに切磋琢磨して市政発展のために努力しなくてはならないというふうに思っているところでございます。今後とも、そういうことを市長が中心になって、厳しいところは、広島県から来ている副市長に言いにくいことはお願いして、どんどん進めていっていただきたいと思いますが、副市長の御所見を伺います。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（田所一三君） お答えいたします。

先ほども市長が申しあげましたとおり、我々公務員は日本国憲法を尊重し、また擁護すること、そして公務を民主的、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者であり、そのことを頭に入れて誠実かつ公正に職務を執行するということを採用時に宣誓させていただいております。こういったことも踏まえまして日々の業務に取り組み、そして一つでも多くの成果を生み出せるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） よろしく、監督官庁からおいでになったのですから、いいことはいいように伸ばしていただき、問題があればやっぱり厳しく改善していただくということをお願いしておきます。

次に、市長選と公約について伺います。

市長の公約については、現在の財政問題からして厳しい選択ですが、行財政改革を徹底してやらないと、私は公約についても手をつけられないのではないかというふうに思っておりますが、市長が今後どのように対応されるのか、お伺いしておきます。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 行革に関わる御質問でございます。

冒頭でも御答弁申しあげましたとおり、今般非常に財政状況が厳しいということについて公表させていただいております。これは、今回7月にございました豪雨災害によるものも、大変大きな影響もありますが、この近年のやはり国からの地方交付税の減でありますとか、様々な歳入による影響というもののなかで、現計画が非常に厳しい状況の見通しになるというふうに表明させていただいているところでございます。

これを、やはり必要な事業として計画したものをいかにこの財政状況の中で取り組んでいくかについては、一旦大きく見直しをかける必要もありますが、市民のニーズに応えるべく、この見直しをかけた上で、今後の行政運営に取り組んでまいりたいというにも思っております。それを実行する上では、やはり大きな切り込みも必要になろうかというふうに思っておりますので、議会の皆様にはさらなる御理解をいただきながら行政運営を今後進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 聞くところによりますと、先般の商工会議所の議員総会でも議員候補者から非常に厳しい指摘があったというふうに伺っております。私は、この行財政改革については、既に1年ぐらい前からこの議場で申し上げてきたところでございます。竹原市は、そういう点、財政改革の取組がかなり遅れたのではないかとというふうに思います。

本年11月26日、中国新聞朝刊に島根県の溝口知事の10年という財政健全化についての報道がありました。公共事業は必要最小限、危機脱出後も安全運転という報道であります。知事は2007年知事就任時、県債は9,742億円、就任時財政健全化の取組が始まっていたが、毎年250億円の収支不足が見込まれたと。2009年度末、基金も底をつく、県は2007年、10月財政健全化基本方針を決定、基金130億円の確保を目標、知事以下職員の給料カット、定員削減、一般施設経費削減、公共事業の抑制など、17年度末基金は目標を上回る160億円となる、通常県債は5,400億円に圧縮、現在も安全運転を続けているという報道でございます。報道の一面では非常に簡単なような、聞こえもありますが、物すごい抵抗の中で知事がこれをやり遂げたのだらうというように思います。一部議員は、何もしなかったのではないかとというような御批判もあったそうですが、今日の竹原市の財政からしても、こういう豪雨災害で臨時議会でも開いて補正を組んで復旧等に対応したと、財政が豊かにあればそういうこともできたのではないかとというふうに考えるわけであります。それは、日常的にこの問題は行政運営と切り離して考えられない、行政のある程度の余裕というものは、緊急時に即それが市民の救済に使えるというようなことになるわけですが、この点について市長のお考えを伺います。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（田所一三君） お答えいたします。

先ほども議員が御指摘のとおり、財政改革ということで、より歳出を削減するということではありますけれども、そのためには市民の皆様の御理解を得ることがまず重要でございます。そのためにも、我々市役所の職員が市民の目線に立った行政経営に取り組むということが重要でございまして、そういった観点から平素の業務に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 市長の公約中の公約といたしますか、庁舎移転問題は最重要課題で

あろうというふうに思います。議会も庁舎問題特別委員会を設置いたしておりましたが、今回は予算的になかなか処置ができないだろうということで、さきの申し合わせ事項の委員会においても、調査特別委員会の設置は先送りということが結論で出されました。この問題は、当時の前市長が3年余りかけて、昨年8月に市長と商工会議所会頭及び関係者の御協力によって合意されたものであります。市長も事務方に一切を投げているわけではないのですが、しかしこの問題が遅々と進まないことは事実でありまして、私は御協力いただいた商工会議所の会頭及び関係者の背信行為になるのではないかというふうに思います。市長のお考えをお伺いしておきます。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 庁舎問題に関わりましては、もちろん議会の中でも特別委員会を設置していただいて、この間様々な意見交換ないし提言をいただいていたところであると認識しております。私自身が行政の継続性という観点で、やはり現在のまちづくり計画というものは引き続き進めるべきということで、当初からお話もさせていただいております。

しかしながら、やはり財政経営が成り立たないというものの中で、この計画そのものを進めることについても一定の判断をしなければいけない立場でもあるというふうに認識しております。そうした中では、当然現在まで協議をしております内容についても、今後もしっかり協議は継続する中で、現時点の状況についても説明をし、また今後のあり方等についても様々な観点から議論を重ねながら、このまちづくりの計画についてはどのように前に進めるかということを含め、協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） いろいろ理由はあると思いますが、やはり問題は、行政のトップと商工会議所のトップが合意した事実はあるわけですから、どんな理由があっても延期する場合はトップ同士が話をして相手の合意をもらおうと、合意をとっておくということが今後の課題だろうと思います。放置しておりますと、やっぱり不信感につながっていきますから、どちらにしても竹原市と1,000以上の企業が参加している商工会議所というのは、二頭で竹原市を引っ張っていく、そういう組織でありますから、そこらは判断を間違わないように、早期に関係者とお話をして、どれぐらいの期間があれば合意した時期の事業が進められるというような、基本的なことはしっかり説明して合意をとっておくことが大事だろうというふうに思います。市長の今後の御努力を期待しておきたいと思えます。

次に、どちらにしても市長の多くの公約と財政改革は私は一体で進めなくてはならない、むしろ財政改革の方が先だろうというように思います。今壇上でも言ったように、市長、これをやるのだ、これが期待できる、この地区はこうだというようなものはないのです、実際は。皆漠然としたような文言が並んでいるだけでありまして、私はそういう面からいうと、総合計画のようなものは思い切ってやっぱり先延ばしするか、集約して、これは市長の4年間でどうしてもやるのです、財政はこうですというようなものをあればそれは結構です。しかし、あの文章を見ても、何をやるのか、予算はどれぐらいかかるのかというようなことが全く我々もわからない。だから、私はその前に説明があった折、ちょっと批判的なお話をしましたが、もうちょっと総合計画ですから、ある程度の年次的なものを含めて、要するに5年と10年の中ですから、それはそれなりのものを張りつけていかないと、いつやるのだろうかというような、誰が考えても判断できないような内容では市民に受け入れられないというふうに思います。今後そういう文章に改めていくべきだろうというふうに思うのです。やっぱりできないものは、文章にだらだら並べても仕方がないことなので、その点について、今後の取組についてお伺いしておきます。

議長（大川弘雄君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 現在策定をしております平成31年度から10年間の総合計画のことについての御質問というふうに思います。

今定例会に基本構想案を議案として上程をさせていただいております。この基本構想につきましても、市の今後10年間の目指すべき方向を示させていただいているというものでございますが、このたびの7月豪雨災害を受けまして、まずこの豪雨災害からの復旧・復興、これが重点施策、重点項目、重点テーマということで、この復旧・復興に向けて最優先に取り組むというようなことにさせていただいているところでございます。

今後でございますが、この基本構想案に基づきまして前期5年間、後期5年間の基本計画を現在策定中でございます。また、議員の皆様方、市民の皆様方には、策定の内容につきましてもまたお示しをさせていただきたいというふうに思っておりますが、その中で具体的な施策等を盛り込んでいければというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 前期5年、5年でやっぱり集約して、5年間で財源はこうですよというようなものを示さないと、何か空念仏みたいになるのです。それは、しゃべるだけ

ですか、今の段階は。これは、どっか業者にまたお願いするのかどうかよくわかりませんが、その業者も何の責任もありませんから、この5年間の計画書だけつくったら、業者に責任をとらすわけにいかない、結局市です。

だから、実際今言うように、災害の復旧・復興を優先的にやるのなら、実際今の計画では3年後までですが、その間の復旧は完了するまでどのぐらいの総額予算が要るか、まだこれから膨らんでくるだろうと思いますが、私も気になるから、三原や東広島の災害の状況も、この竹原工業に産廃なんかはどんどん入ってきますから、ずっと状況は聞いているのです、私は。一番早く対応したのは東広島です。今三原もどんどんどんどん入ってきています。そういう状況で、竹原市はまさにしんがりを務めているのです、今。だから、何を優先して何を市民のためにやるのかということは、やっぱりある程度指針として市長が方針を出して、部下を動かさない限りは前へいかないのです。今のような漠然とした文言だけでは、ここに関わるわけにはいかないでしょう。

私は、先般も部長さんと財政課長さんが財政のお話をしに来られた。改革については非常に多岐にわたります。竹原市の場合は、いろいろな問題。私は、もう小さな負担金でも10年経過したものについてはやっぱり一遍切って、全部切って、例外なく、そして効果を検証して、だらだらだらだと公金を出すものについては検証して、思い切って一遍切っていくと。そして、切ったものについては、本当に今後の将来を担う、あるいは子育て支援であり、そういったものについてしっかりと検討して重点的に施策を推進していくということが、この財政の中で、そういうことが強く求められるのだろうというふうに思います。そういう点について、やはりこの問題については市長、副市長の強いリーダーシップが求められるというふうに思います。その点について、今後の取組について市長のお考えを伺いたいと思います。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（田所一三君） お答えいたします。

本市の財政状況は、先般お示しさせていただいたとおり、市税等の一般財源の収入や社会保障関連経費の増加や施設の老朽化など、対応経費の増加ということで、大変厳しい状況にあります。その一方、さきの今年7月の豪雨災害の復旧ということで、すぐに対応しなければならないということがございます。そういった財政的な、あるいは人的なリソースに制約があるという一方で、基本構想でも説明させていただいていますとおり、災害からの復旧・復興をまず重点的にということで今考えており、その他の取組については毎年

度の予算、あるいは人役がある中、優先順位をつけながら実行させていただくということになります。そして、毎年度の実施状況については、議員指摘のとおり、検証させていただきながらやらさせていただきたいと考えておりますので、取り組まさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 私は、昭和57年に議員になって、8年間ずっと1人でこの公共事業に関して勉強してまいりました。平成6年に私は当時の改選後の小坂市長、藤村前議長が下水が飛びそうなので、とにかく委員長をやって一つまとめてくれないかということで、6年の11月に初めて平成会・公明党に入って、8名がいる委員会に参加させていただきました。その最初に関わったのが仁賀ダムであります。これは、当時の竹下知事のナンバーツーと言われる小坂市長が竹下知事からの強い要請を受けて、当時の反対同盟から期成同盟会に転向していただいて、その代表が元助役であった平田耕作氏であります。私はこの調印式にもたまたま委員長として、当時は藤田雄三氏でしたが、いろいろな問題が出まして、厳しい状況でありました。それから、公共下水道、区画整理事業、丸子山市営住宅、当時2年、2年、4年間でこの事業を、当時は賛成、反対、反対の方が多いいぐらいの状況でありましたが、今ある程度前に進んでいると。それは並大抵のものではなかったのです。

そういう私の経験からいたしましても、現在の行政の皆さんの一つ一つの取組というのは非常に生ぬるい面があって、私の質問に対してでも抽象的な弁明のようなものが非常に多くて、質問者に対する、議場における誠心誠意に答弁したとはまことに言いがたいようなものでございます。時々行政と議会は車の両輪というようなことが言われますが、信頼関係の上に立ってその言葉が生きてくるのだろう。行政は行政、質問者は質問者というような乖離したような議論は無用の議論になりますので、お互いに議場は我々が質問する権利を有しておりますので、やっぱり質問者にある程度理解を求めるような、答弁でなくてはならないというふうに思っております。今までの質疑の中でもそのようなことが見受けられます。今後においては、やはり理事者も我々質問者も市民のためにどっかに接点を求めていい方向に持っていかなければならないことは、共通の認識だろうというふうに思っております。そういう点については、今後は質問者と答弁者の意思疎通を図る場を市長自らが持つような指導をして、やはりいつも空回りするような議会であってはならないとい

うように思っております。その点について市長の御見解を伺っておきます。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 御質問、御提言に対する行政としての対応というものは、様々な背景を勘案しながら適切に進めなければいけないと、それは私自身もそういうふうに思っておりますし、特に質問を受けました事項につきましては、もちろん議員さんのこの質問に対するその背景、思いというものもお話をさせていただいて、御答弁を作成させていただくよう私も指示はしているところでもございます。

なかなか具体的にお返しができない、そういう事案というものの中にはあろうかと思いますが、やはり先ほど議員もおっしゃられたとおり、行政の推進そのものについては、議会も執行部側も同じ目線であるというふうに思っておりますので、その点については踏まえながら今後も進めていきたいというふうに思っております。

また、今回、今後10年間の竹原市の基本理念としての基本構想、皆さんに御説明をさせていただいております。また、これに関わる個別の事業計画、またロードマップ等につきましては、やはりこれもしっかり説明をさせていただきながら皆さんの御理解をいただきたいというふうにも思っておりますので、その点御理解いただければと思います。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 随意契約について、答弁によりますと、いつものとおりですが。かつて私が議員になったころの議会における議決の金額については5,000万円でした。その後、二、三年たって、公共事業のそのものが、発注金額が大きくなったということで、法律が改正になりまして1億5,000万円が議会の議決の要件となったわけがあります。当時のそういう条件からいいますと、本来随意契約があってはならない金額であります。私は57年に出て、18年でやめたのです。この20年間で随意契約というのを経験したことがないのです。高額の随意契約は議会が絶対に許さなかったのです。特に当時の大本議長なんかは、不用額と専決処分については議会で物すごくやかましく言うておられた方です。私もそういう先輩の議員の下でいろいろな勉強させていただいた。だから、高額の随意契約なんか、全く議会を無視したようなやり方の随意契約というものは経験したことがございません。この最近です、ぱぱっと2つ出てきた。

しかし、この地域情報基盤整備事業というのは、東広島が竹原市より1年早い、21年からやっておられます。1期は2社が受注、指名競争入札、22年に2期工事が1社、ここには竹原の仕事をした業者もおられます。1期目が、竹原の業者と同じ業者が受注して

おられます。それと、中電工です。ここが人口が18万3,729人、当時は、予算が15億2,771万4,000円が2年間の21年、22年の予算であります。3期目が富士通ネットワーク、廿日市が11万7,692人で、予算が6億600万円、これ24年、これは立芝です。大竹市が9億688万6,000円、これが富士通です。人口が2万8,432人、その他三原市、江田島市がやっております。竹原市の随意契約をやった業者は、ずっとこの東広島も廿日市も仕事を受注しているということでもあります。しかし、何で竹原市は1億数千万円を随契でやられたのかということですか。全く理解できないのであります。

私が壇上で申し上げましたように、答弁がおそらく随契の1から9まで項目があるわけですが、その可能性があるのは5から9までです、6は除いて、おそらくそれを理由としているのだらうと思いますが、ここに3項で第9号の規定により、今言った分です、第1項第9号の規定により、随意契約による場合は落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ履行期限を除くほか、最初競争入札に付す時に定めた条件を変更することができない。4項で前2項の場合において、予定価格または落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格または金額の制限内で数人に分割して、これは変わるのですが、地方自治法施行令、これは政令ですが、竹原市契約規則となっているわけですが、この条文のどこを適用してやられたのか、答弁書では私よくわからないのですが、その点についてお伺いしておきます。

議長（大川弘雄君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

地域情報通信基盤整備事業の関係でございまして、議員からお話ございましたように、工事契約9,416万9,250円のものとして1,480万5,000円の随意契約の理由でございまして、こちらにつきましては、当該工事が平成22年12月までに平成22年度の設計を上回る加入申し込みがあったこと、また加入者の都合によるものを含めまして、平成22年度中の引き込み工事対象とならなかったものについて23年度に引き続き工事を施工ということでございまして、この施工に当たりまして、同一施工業者以外の者に施工させた場合、電柱の共架などの申請の期間に不測の日数を生じるおそれがあり、またこの当時でございまして、いわゆる地デジ放送、地上波デジタル放送への完全移行が控えており、早急に施工する必要があったということから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の契約の性質または目的が競争入札に適しない時に該当すると判断したも

のでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 私はあの折、総務省の課長に電話したのです。どうなっているのかとって電話したら、うちは補助金出すだけで工事には総務省は関わっておらないですという答弁だったのです。しかし、ずっと今も言ったように、よその市が23年もやっているという事例があるのです。だから、答弁者は答弁者の言い分があるのでしょう。しかし、殊公金とか法律に関わる問題はやっぱりもうちょっと厳正にきなさいと言っているのです。これは、私が認めたら、今後宇野あの折、認めたではないかと、次やられたら文句言えない。公金というのはそういうことなんよ。市民の皆さんが汗水垂らして納めた税金だから、今言ったように、新しく採用されたのなら、ちゃんとそういうことが載っているのでしょうか。

これ、会計検査院の年間の国会へ出す指摘事項なのですが、長がやろうと思えば何でもできるようなことがひっかかっている。一つは、1,000万円のカーテンをやった、それはおそらく外郭団体が、天下り団体がおったのでしょうか。250万円で分割して随契やっている、これがひっかかった。同一カーテンだということで、会計検査院から指摘された。

もう一つは、よくこんなことやられるなと思って、昔市長が歩切りを三步やるのだということになって、議会で答弁した、それから火がついた、市長のリコールに向けて。住民運動になった。これは、一つの老人ホームの建設についての会計検査院の。11業者、競争入札、入札額が100%とそれから99.3%に設定している、100%から99.3%、それから次は、次の業者が98.3%から90.8%、この後にいる4業者は失格になっている。それで、この100%近い7業者が指名に入っている、これをひっかけられた、会計検査院に。結果、この上と下の、下といっても90.8%ですから、今の竹原市の落札価格の平均からいったら大分高いのではないか思うのですが、この結果高いグループと安いグループの、会計検査院が比較した指摘額は1億1,119万円の差額が出たと。さっきのカーテンもそうですが、250万円で随契やると100%随契、1,000万円。しかし、1,000万円を入札すると、この90%の金額で落とすと100万円浮くということ、これを会計検査院は指摘しているのです。高額設定がいけないということで、差額が1億1,000万円出たという会計検査院の指摘、たくさんあるのです、土木

から何か指摘事項が。こういうことを会計検査院というのは、御承知のように、完全な独立機関ですから、誰も文句言われなような、これを毎年11月には国会へ出すのです、国会へ報告するのです。

ということで、あなた方は簡単に弁明のように言われておりますが、実際はそういうものではないのです。それから、今度監査制度改革になりまして、専門職もいれられるようになる、それから足らなかつたら第三者の委員会、委員さんも招致できるようになりましたので、いつまでもこういうことをしていると、今度監査請求のものが増えてくるのではというふうに思うわけです。

監査請求も、ちょっと誤解があつたらいけないのですが、最高裁の判例がここにあるのです。これ、監査委員、2万5,000円です、金額、2万5,000円で、監査請求できる。それで、当然監査委員は議会の議決があり、決算報告があつたものであるので、監査請求を却下した、却下したら当然訴訟になる。これ、大法廷の判決です。地方自治法243条の2、住民監査請求及び訴訟は地方公共団体の交付金または財産に関する長その他の職員を行為を対象とするものであつて、議会の議決の是正を目的とするものでないことは原判示とおりでである。しかしながら、長その他の職員の公金の支出等は、一方において議会の議決に基づくことを要するとともに、他面法令の規定に従わなければならないのはもちろんであり、議会の議決があつたらかといって、法令上違法な支出が適法な支出となる理由はない。原判決は、かかる場合には、同法5章に定める議会の解散請求によって解決すべきものとするが、同法は243条の2を5章とは別に規定した趣旨は、かかる直接請求の方法では不足、個々の住民に違法支出等の制限、禁止を求める手段を与え、もつて公金の支出、公財産の管理等を適正たらしめるものと解するのが相当である。かく解するならば、監査委員は議会の議決があつた場合にも、長に対してその執行につき妥当な措置を請求することができないわけではないし、殊に訴訟においては議決に基づくものでも、執行の禁止、制限等を求めることができるものとしなければならない。原判決が、本件支出については、大阪府議会の議決があつた一事をもつて直ちに上告人の請求を棄却すべきものとしたのは、法令の解釈を誤つた違法であると言わなければならないということが最高裁の判例で、大法廷の判例であります。

そういう点で、私はこういう無理な法律解釈によって今後そのようなことが、やることを想定してこのような答弁をされているのか。あるいは、今後はこういう場合に、これまで議会の正副議長や正副担当委員長に随契の説明をされたのか、議決権が要らないので

んなことはしておりません。行政が勝手にやったのですよということなのか、その点について1点お伺いします。

議長（大川弘雄君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

随意契約の関係でございますが、あくまでこれは一般競争入札を原則とする契約方法の例外であるということは十分認識いたしております。議員からお話でございますように、公金の支出は極めて厳格な契約手続、これを行う必要があると認識しておりますので、適正な履行の確保、また議員が常日ごろおっしゃっていらっしゃいますが、法の解釈、運用、これは適切なものでなければならないというふうに思っております。法令遵守は当たり前のことでございますが、適法な法令の解釈、運用、これにつきましても引き続き適切に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 最後です。小学校の耐震です。両方で5,000万円余りあるわけですが、ここも随契です。82%から96%で変更しているわけです。随契の金額を上げている。これは、この規定の中でも、最初入札した金額を動かすことはできないというふうに私は解釈するのです。そうしないと、幾らでも予算がどうにでもなる、手品で。5,000万円で落としたところをあと随契で5,000万円追加しましょうということも可能である。私が申し上げているのは、決して時間的に余裕がないのではないのです。そんなことは、業者から言われたのか、誰が言われたのかわからないが、よその市がちゃんとやっているのだから、竹原市が随契をやってでもやらないといけないような、1億円も不透明な金を、私はあなた方がそれでは全部完工検査でちゃんとやったのかと思ったら、一切やっていないのです、それも。だから、私が消防署の工事なんか言っても誰もわからない、検査もしていない。だから、こうなって幾らどうじゃこうじゃ言ってもつまらない。私も、そういう面は議員になることがかなり遅れたので、いろいろな手段もあったと思いますが、あの文章の中に金額を、あるいは落札率ですが、82%から、96%に上げている。一つは、あなた方が言ったのは、おそらく耐震と改修が違います言うのでは。しかし、改修は私はずっと前からお願いしていたのです、給食するところへアブラムシがどんどんどん自由に出るような状況になっておりましたから。だから、随契なんかしないでも、実際は通常の耐震と改修を一体でやればいい、そうやって工事をやっているの

だから、実際は。だから、随契する緊急性なんか何にもないわけ、耐震やっている間は学校はある程度夏休みを中心にやったわけだから、耐震は外ですから、改修は中ですから。そういう一般の行政マンから見たら、やっぱり入札すればよかったのに、何で十何%もこんな改修の方を上げたのかという疑問もある。残る。これは、市長に最後の回答いただけないか。今後こういう高額随契のようなものやるおつもりがあるのかないのか、その点についてお伺いします。

議長（大川弘雄君） 今後、言えますか。

市長。

市長（今榮敏彦君） 先ほどの御質問の中で想定があるのかという、今後予定があるのかというお話については、そういうことはないというふうにお答えせざるを得ないと思います。総務部長が申し上げましたとおり、契約行為そのものは公正性、また競争性を担保しながら、その上で例外的な措置としての随意契約について、その時点、時点で判断をしなければいけないものであるというふうに思っておりますので、適切に対応していきたいというふうに思っています。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 総括です。

プロポーザルも含めて、予算執行あるいは事業については、やはりもうちょっと議会と一体となって、随契なんかやる必要ないと思うし、それからプロポーザルも私らは先ほど申しましたように、年間所得は平均どれぐらいかなということは、最終的にはそこが原点だろうと思うのです。やっぱり入る人が、例えば5万円で1万円補助金出すと4万円ですが、そういう受け入れられるような金額設定は、行政が業者に一定のものは出して、入居費は幾らになってもいいのです、エレベーターも付けようし、何もつけようし、どんどんやってください、だったら入る人がいない、そういうこと。

それから、随契についても、もうちょっと議会は皆さんが提案、市長が提案したものについてやっぱりチェックして、そして議決する機関ですから、そこらのことは軽々と考えないように、何でも正副議長、あるいは正副委員長に相談して、議会を開かないといけなことはそれぞれの判断ですから、委員会もそうです。これからは、やっぱり行財政改革をやるためには委員会も積極的に開催して、課題をどんどんどんどん取り上げて、できるものから提言していく場所をつくることも必要なだろうというふうに思います。その点について市長の最後の決意をいただきまして、質問を終わります。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 宇野議員の方からる御提言いただきましたことにつきましては、その内容をしっかりと我々も踏まえ精査をして、行政推進を図ってまいりたいというふう
に思っております。

いずれにしても、財政状況が非常に厳しいということを表明した以上、これからどのように財政健全化に向かうのかというものは、やはり一丁目一番地の取組になろうかと思っておりますので、その点につきまして、議会の方にも我々が考えました内容につきましてまたその都度説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願
いしたいと思えます。

議長（大川弘雄君） 以上をもって13番宇野武則議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（大川弘雄君） 午前中に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

質問順位2番、松本進議員の登壇を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） それでは、発言通告に従って一般質問を行います。日本共産党の松本進です。

第1番目には、竹原市は本郷産廃場計画に明確な反対を示せ、こういったテーマで市長に質問します。

本郷産廃場計画は、市民の水源を汚染するおそれがあるとして、地域住民、関係者が3万8,569人の産廃場建設計画反対署名を広島県に提出されました、11月20日付けです。そしてまた、今年8月17日付けでは子どもの未来を考える会が竹原市長に提出した要望書には、本郷産廃場計画について、7月豪雨にも触れながら、山を削り、木々を伐採し、廃棄物を埋め、その形を変えた後、このような土砂崩れが起きた時のことを想像すると恐ろしくなります。廃棄物処分場から危ない水が流れ出してくれば、環境破壊が起こります。おいしい農作物も食することができなくなり、安全な水も飲めなくなり、命の危険にさらされます。土砂災害が発生した時、水質汚染が発生した時、これは天災ではなく、紛れもない人災です。私たちは親として子どもたちが安心して住める環境を守ってや

らねばと強く思っています。竹原市長として産業廃棄物処分場がこの地に設置されることの不許可を広島県知事に意見具申されることを強く要望しますという、こういった内容です。私は9月議会の一般質問でも紹介しましたが、2007年12月の竹原市環境基本条例制定の経緯、上三永、田万里、大乘地区の産廃場問題、仁賀・荒谷山の汚染土壌埋立問題など、水源汚染が起こるたびに市議会でも繰り返し議論されてきました。1988年3月では、産業廃棄物埋立処分場建設に関する請願が提出され、その要旨は田万里川、賀茂川の汚染を防ぐため、〇〇会社が計画している産業廃棄物処理施設建設に絶対反対する請願が竹原市議会全会一致で採択されています。

1992年6月1日、竹原市議会教育民生委員会（当時）は、田万里産廃場問題の5回目の審議を行い、委員長が意見は出尽くした、この施設には反対である、今後はそれを市長に伝えてほしいと意見をまとめました。市長は、委員会の意向を受けて、1992年、平成4年7月2日付けで産廃業者には産廃場計画の白紙を申し入れました。広島県竹原保健所（当時）には、産廃場計画の白紙の指導を申し入れています。このように市議会と竹原市が両輪となって産廃場計画など、水源汚染のおそれから市民の水源を守る取組をしてきました。

そこで、市長に質問します。

市長は、産廃場建設計画反対署名3万8,569人の住民の切実な願いや声を大切にしていって、広島県には本郷産廃場計画を許可しないように強く申し入れをすべきではないでしょうか。市長の明確な答弁を求めます。

次に、市長はこれまでの教訓を生かして、竹原市民の水源を守る立場から、業者には産廃場計画の白紙撤回を申し入れ、広島県に対しても業者に対する計画撤回の指導を強く求めるべきですが、いかがお考えですか。

次に、旧上三永産廃場の管理問題について質問します。

旧上三永産廃場はいつ閉鎖されていますか。当初の産業廃棄物埋立量と最終埋立量は何立方メートルでしょうか。市議会の調査で5品目以外の撤去と水質の保全を厳しく求めていますけれども、いつ、誰がどのように責任を持ってこれを撤去いたしましたか。竹原市は、撤去の確認と水質保全の対策をどのようにされているのか、確認されたのか、お尋ねします。

次に、産廃場閉鎖後の管理問題についてお尋ねします。

閉鎖後、産廃場施設直下の貯水池の土砂浚渫やのり面に生い茂った草木や排水対策な

ど、災害防止、のり面の崩落防止の管理、対策は誰がどのような責任を持っていますか。

また、業者説明の、雨水等により腐敗、変質しない廃棄物がなぜ小川へ流入する水質に泡とか臭いとか土のう袋が黒く変色する、川底に黒い物質が存在しているのでしょうか。お答えください。

次に、産廃場建設以前の水質に戻すことは可能でしょうか。その対策があればお尋ねしておきたいと思います。

2番目の質問項目は、7月豪雨災害の復旧・復興事業を最優先について市長に質問します。

7月豪雨災害から5カ月余り、市内各地には災害の爪跡が残され、市民の生活再建は困難をきわめています。竹原市は、これまで経験したことがない記録的な豪雨災害との認識です。市は、災害の復旧・復興事業を最優先に行い、市民生活の安心・安全の確保を図ることが必要です。

そこで、市長に質問します。

7月豪雨で、がけ崩れ、土砂崩れの被災箇所は市内全体で何カ所ですか。そのうち、人家2戸以上、人家1戸は何カ所ありますか。竹原市復旧・復興プランで市が行うがけ崩れ防災対策工事は、がけ地の高さが5メートル以上で人家2戸以上に著しい被害をおよぼすおそれのあるものとされていますが、人家2戸以上の被災箇所全てが復旧工事の対象となりますか。

また、2年半余りの期間で、2020年度末でこれらが完成できますか。そして、その財源構成と予算措置について伺います。また、人家1戸のがけ崩れの防災対策を市はどのように対応されますか、あわせて質問します。

次は、がけ崩れに伴う応急対応についてです。

豪雨被災後5カ月余り、二次災害防止のブルーシートが破損したり、いまだに未設置の場所がありますが、市の対応はどのようにされていますか。

次に、竹原市復旧プランの公共土木施設など、復旧の河川、道路などの取組方針は、査定設計、実施設計が2018年、2019年度まで、査定後の復旧工事は2020年度末に完了する計画です。

そこで、市長に質問します。

道路、河川の全被災箇所は何カ所ですか。復旧工事の対象被災箇所数と市独自の復旧工事箇所数をお知らせください。

2点目に、道路、河川の復旧工事を2020年度までに完了させるための測量、設計の技師、市職員数は何人ですか。そのうち、災害復旧の経験がある技師は何人ですか。災害復旧の業務量と技師の充足状況、技師を緊急に増員することについて市長の考えをお聞かせいただきたい。

次に、復旧・復興工事をを行う竹原市内の施工業者についてお尋ねします。

構造物の復旧・復興工事が施行可能な市内業者数、それとその業者の2017年度の官公工事高、豪雨災害の復旧・復興工事に伴う工事発注見込高についてお聞かせください。

次は、河川、道路等被災箇所の復旧・復興工事を市復旧プランの期間内に完成させる見通しとその対策についてお聞かせいただきたい。

次は、災害復旧を最優先する財源、予算措置についてお尋ねします。

災害復旧工事を最優先した予算措置、財源が必要であります。この事業を行う2カ年余りは、竹原市公共施設整備関連経費は緊急措置として凍結、中止すべきです。例えば、まちおこしセンター整備事業の中止とか、竹原地区認定こども園整備事業、複合施設整備事業は凍結を行うなどの対策が必要と考えますが、市長はどのように対応されますか。

次に、7月豪雨災害の復旧・復興に伴う全体事業費とその財源構成、財政見通しについて伺います。

竹原市復旧・復興プランの2020年度までには、被災箇所の復旧・復興は完了し、市民生活を再建できると考えてよいのでしょうか。市長の明確な答弁を求めておきたいと思えます。

以上、壇上での質問とします。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 松本議員の質問にお答えをいたします。

1点目の三原市本郷町に建設計画のある産業廃棄物処理施設についての御質問でございます。

産業廃棄物処理施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、これを設置しようとする者は県知事の許可を受けなければならないとされています。このことから、設置業者が今年4月に許可権限を持つ広島県へ申請書を提出され、現在広島県において廃棄物処理法に基づき審査を行っている状況であると伺っております。引き続き、国、広島県及び三原市と連携し、必要な情報収集等を行いながら、広島

県に対して廃棄物処理法に基づき適正な手続を行うよう求めてまいります。あわせて、事業者に対しては、引き続き許可権限を有する広島県を通じて地元にて丁寧に説明を行うよう求めてまいります。

次に、東広島市上三永地区の旧産業廃棄物処理施設についてであります。

当施設への埋立処分については、平成2年10月から平成14年12月までの約12年間実施されており、平成15年2月に広島県へ埋立終了届が提出されております。当施設の計画における産業廃棄物埋立量は、当初約6万3,000立方メートルでありましたが、その後複数回にわたる変更手続を経て、最終的な埋立量については約46万7,000立方メートルと伺っております。

平成7年10月の竹原市議会における現地調査において許可された廃棄物以外のものが確認されたことから、市に対し、事業者によるこれらの廃棄物の撤去と水質保全が求められました。その後、指導監督する広島県が設置業者への撤去指導を速やかに行い、これらの産業廃棄物の撤去が確認されたと伺っております。

また、水質保全に関しては、事業者により平成28年度まで水質検査が行われており、基準を満たすことを県において確認されております。

次に、産業廃棄物処理施設の閉鎖後の土地については、原則その時点の土地所有者が管理することとなります。そのため、御指摘の産業廃棄物処理施設直下の貯水池の土砂浚渫やのり面に生い茂った草木、排水対策など、災害防止やのり面の崩落防止については土地所有者が責任を負います。

雨水等により腐敗、変質しないとされる産業廃棄物による河川等への影響については、水質検査などを通して確認はされておられません。今後においても、産業廃棄物処分場の適切な管理や水質の保全がされますよう、県と連携を図りながら情報収集や情報共有に努めてまいります。

次に、2点目の7月豪雨災害からの復旧・復興についての御質問でございます。

まず、がけ崩れ及び土砂崩れについては、本市が現地確認したものとして175カ所あります。そのうち、人家2戸以上ある箇所は19、また人家が1戸ある箇所は39となっております。

このような状況において、緊急に対策が必要な大規模な箇所については、広島県が災害関連の緊急対策として砂防事業、治山事業及び急傾斜地崩壊対策事業などに現在取り組んでいるところであります。

一方、激甚災害の指定を受けた本市においては、がけの高さが5メートル以上で、人家2戸以上ある9カ所においてがけ崩れ対策工事を実施する予定としております。

この総事業費については、現在約4億5,800万円を見込み、財源としては国と県の補助金により75%、残りの25%については市が負担し、このうち90%を市債で賄うこととしております。

また、採択基準に満たない人家1戸の被災箇所については、市の財政負担なども踏まえて、土砂災害の危険箇所が多い本市といたしましては、ハードとソフトが一体となった総合的な土砂災害対策を進めていくことがより有効な手だてであると考えております。

次に、がけ崩れに伴う二次災害の防止についてであります。

このたびの豪雨災害では、市内全域にわたり土砂崩れやがけ崩れが多数発生し、地元消防団などにより、応急対応としてブルーシートによる二次災害の防止対策を講じております。今後は、県が実施する災害関連の砂防事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業として事業採択されるよう要請をするとともに、本市においてもがけ崩れ対策事業を早期に着手し、再度災害の防止に努めてまいります。

次に、道路及び河川などの公共土木施設の被災件数は377件となっております。そのうち、国等からの補助を受けて行う復旧工事の件数は166件、市が単独で行う復旧工事は211件となっております。

このたびの災害はこれまでにない規模の災害であり、応急復旧工事の発注や膨大な件数の災害復旧事業に係る国の査定を、来年の1月末までに全て終える必要があり、通常の体制ではこれらの対応が困難なことから、県や全国市長会に対して、これらの業務に従事する技術系職員の応援要請をいたしました。その結果、被災直後から農林水産省の職員1名と広島県から1名、10月から浜松市から1名、計3名の技術系職員を確保しました。また、本市の新規採用職員の繰り上げ採用により、今月から1名の技術系職員を建設部建設課に配置したところであります。これまで、8月下旬から庁内複数の部から職員を動員して建設部内に災害対策復旧班を編成し、復旧・復興業務を進めており、この組織を中心に、現在災害復旧対策に従事している技術系職員は11名、事務系職員が5名、合計16名となっております。このうち、公共土木施設災害復旧の経験がある技術系職員は4名ありますが、技術系職員が充足しているとは言えない状況であります。こうしたことから、現在広島県が来年1月から採用する任期つき技術系職員について、本市への派遣を広島県に強く要望しているほか、本市においても独自に任期つき技術系職員の公募を行うな

ど、体制の強化を図っているところであります。

次に、市内における復旧・復興工事に従事可能な土木業者についてであります。

この土木業者のランクごとの数については、Aランクが11社、Bランクが10社、Cランクが12社となっております。

一方、ランクごとの平成29年度当初の登録時点での完成工事高については、Aランクが6,977万5,000円から2億1,824万1,000円、Bランクが108万9,000円から1億6,763万4,000円、Cランクが57万1,000円から2,554万1,000円の範囲となっております。

災害復旧・復興に係る工事につきましては、既に実施済みのものから、平成31年度以降に計上予定のものを含め、約42億円の事業費を見込んでおります。

次に、河川、道路などの復旧工事の完了の見通しと対策についてであります。

先般公表いたしました竹原市復旧・復興プランにおいて、今後の復旧・復興に向けた取組のロードマップなどをお示ししております。今後は、このプランに基づき具体的な取組を行うこととしておりますが、人家などに被害が拡大し、二次災害のおそれのある道路や河川など、優先度の高い箇所から順次計画的に工事発注を行い、再来年度末までに復旧工事を終える予定としております。

次に、災害復旧工事を最優先にする財源及び予算についてであります。

本市の厳しい財政状況において、災害からの復旧・復興事業は、財源や人的リソースにも大きな影響を与えることが予想されております。このため、事務事業の見直し、大規模な投資的事業の見直しなどにより事業費を捻出しながら、安心して暮らせる市民生活の実現に向け、災害復旧事業を最優先に実施してまいりたいと考えております。

なお、老朽化等に伴う子どもの安心・安全の確保を目的とした（仮称）竹原市立認定子ども園整備事業については、施設の老朽化などに伴う集約化による財政効果も見込めることから、当該事業を引き続き実施してまいりたいと考えております。

最後に、7月豪雨災害からの復旧・復興に伴う事業費についてであります。

本市においては、先般お示しした災害復旧・復興プランに基づき、再来年度までの3年間の復旧・復興を目指し、事業を進めているところであります。その総事業費については、現時点では災害救助に要する経費も含めて約64億円と見込んでおります。その財源の内訳としましては、国県支出金約30億円、市債約27億円、その他の財源として約7億円を見込んでおります。

今後も引き続き、全力を挙げて災害復旧施策を推進し、一日も早い市民生活の再建に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） それでは、本郷産廃場問題の再質問から始めたいと思います。

市議会にも12月3日付けで請願が出されております。本郷処分場安定型産業廃棄物最終処分場の危険性の除去を求める請願、私もその請願の紹介議員の一人になりました。請願の理由の中には、竹原市の豊かな森や清らかな水があるこの水源、上流域にこの5品目の安定型産廃場ができると、市民の貴重な水源、飲み水、こういったものを汚染させるのではないかということで、こういった上流には、この地域にはこういった産廃場をつくらないでほしいという趣旨の請願だと私は受けとめています。

それで、質問で答弁漏れもあるといいますのは、私、これまで地域住民の関係者の方々が、この産廃場の施設を反対する署名が3万8,569人、これは11月20日付けですけれども、こういった4万弱の署名がありますよと。これを市長はどう受けとめるのかということを質問しました。これをどうするのかということ、再質問ですけれども、明確に答えて、この3万8,000署名、この産廃場反対署名について市長はどう受けとめるのかということ。

それと関連するわけですけれども、私もこの平成4年、1992年、いろいろ市議会でもこの当時議論があつて、最終的には当時の担当委員会の委員長がこの施設は反対ですよということをまとめて当時の市長に伝えたと。その市長としては、その業者と広島県にこういった産廃場ができると、下流域の水源、汚染するおそれがあるよと、おそれがあるよということで、当時の市長としては業者に計画を白紙にしてくれと。そして、広島県に対しても白紙撤回、計画の白紙、これを指導してくださいよということで、当時の市長としては竹原市議会、市民の思いを酌んで市長として明確な意思表示をされているわけです。ですから、なぜ今回3万8,000署名、4万近い署名が集まっている、こういった民意を酌んで、当時できたことがなぜ今早急にやらないのかと。2点目は、なぜこういう関係業者に白紙撤回してくださいと、広島県にもこういった水源汚染についてはつくらないでほしいと、業者に指導してほしいということだけは意思表示ができると思いますので、この2点をお答えいただきたい。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君）　まず、県の方へ3万を超える反対署名が提出されている、この現実を受けての市としての考え方ということでございます。

これにつきましては、当然これだけの人数の方がそういった御不安を持って建設に反対するという思いというものは重く受けとめております。今回のこの建設計画は、現在のところ廃棄物処理法に基づいて厳しい環境基準をクリアするということを前提に事業計画をつくって、それが現在許可申請の法手続に入り、進行、審査されている状況のものでございます。

本市といたしましては、こういった産業廃棄物の許可、または指導監督というものはどこまでも県に属しているものでございますので、本市の市民の皆様がそういった不安をお持ちであるということをもまず県の方に地元の状況を報告いたしまして、できるだけ市民の皆様のお不安を取り除いていただけるように、業者の方に対しましてもきちっとした説明をしていただく、こういった形で現在対応をされているものでございます。

それと、平成4年7月に教育民生委員会の御決定に基づきまして、本市が事業者と広島県の東広島保健所へ計画の廃止の申し入れをしたというところの経緯でございますけども、この件につきましては、1つの事業者が東広島市上三永地区と竹原市田万里地区に処分場の建設を当時模索されておりました。この時はまだ広島県に対して建設計画の申請、また事前の協議書、こういったこともまだ提出をされていなかった段階ではございますが、当然法的な手続に入る前の段階でございますが、この時既に地元で地権者の方々に業者の方からお話があったことが原因だろうと思うのですが、地元で賛成だ、反対だとか、こういった議論が起こっておった状況でございます。これらに鑑みまして、市議会、教育民生委員会が所管事務調査としてまずこのことについて審査を始められました。審議を重ねられ、最終的に議会として建設計画に反対をすること、これを結論づけられますと同時に、市長から事業者と今後指導監督を行う広島県に対しまして、このことを伝えていただきたいとの要請を受けて、市が受けたものでございます。市といたしましては、これを受けまして、事前協議書もまだ提出されていない事案に対するものであることもあったのですが、市議会のそうした意向もできるだけ対応していこうということで、この時は意見書や申し入れ、こういったものではなく、お願いという形で計画の再考を促す旨の文書を送付したものでございます。したがって、今回の三原市本郷に建設予定のこの計画とは背景が若干違う部分がございます、当時の対応と同じ対応を今回するということは非常に難しい、このように考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 一つは、産廃法の法的な手続を踏まえるように県には申し入れをするということでありましたけれども、請願とか反対署名の内容をよく見てみると、今まで、これまでの日本の経験、いろんな場で安定型、いろんなやっぱり汚水が起こったり、トラブルが起こっている、そういった経験なんかも相当資料を調べておられます。それで、先ほど私もこの二十数年前の竹原市の経験も紹介して、竹原市ができる対応があるのではないかということも申し上げました。ですから、もう一つ法的な手続をとったとしても不安が解消されているわけではないのです、決して。ですから、今部長が言ったように、法令に基づいて法的な手続を県に求めるのだということでは不安の解消ができない問題なのです。

それは、一つは、紹介して、日本弁護士連合会というのが2007年8月23日で新規産廃、安定型ということですけど、安定型の新規産廃を許可しないような意見書というのが出されて、ここだけをちょっと紹介しておきますと、安定型処分場の問題点というのが2つあるということで、1つは安定型というように、変化しないというイメージはあるのですけども、第一としてその名前とは、その名と違って安定型処分場は決して性質が科学的に安定していない点であると。だから、変化するのだということがいろいろこの弁護士連合会のいろいろ裁判を取り組まれた結論として上げられています。そして、安定5品目といわれるものの中には、酸性雨などにさらされることにより化学的変化を起こして有害物質を溶出させるプラスチック類やごみくず、あるいは金属くずなどが含まれるということが問題点の一つの点です。

もう一つは、2つ目としてより深刻な問題として安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が完結し得ないことであると。安定型処分場は、遮水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらす、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することになるのは必然であるという、弁護士連合会のいろいろまとめた意見の中に書いてあって、この2つの点は竹原市として法律に基づいて県に求めると今言ったのだけれども、この2つの点はクリアしているのですか。法律に基づいていけばクリアできると、安全な体制がとられるということのお考えなのか、そこをちょっと教えてください。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 日弁連が環境省に対しましてそういったこの事業の不安に

当たる部分の意見書を根拠にといいますか、もとに許可をしないようにという意見書を出されていることですが、環境省はこれを受けましてその中にある不安に思われる部分という、実際にそうした事故が起こった部分、こういったものを勘案いたしまして、環境省はそれらを解決するために、この間技術基準の改正などを行っております。そうした上で、引き続きこの許可という事務を続けてこられているという状況でございます。そういう意味からいいましても、この時の環境省の判断は、技術基準を改正することで皆様の御不安の部分の解消がされているという判断でこういったことをされているものと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） それは、今までは5品目で変質しない、変質しないというのは、腐らないというのは、今でも、この間私も荘野公民館の説明会に行きました。廃棄物は雨によっても変化しない、腐食しない、こういったことを明言されるわけです。しかし、こういった日弁連の方々のいろいろ経験された中でまとめた文章には、安定品目というけれども、酸性雨にさらされて化学物質が変化を起こして、化学的に変化を起こして有害物質が溶出されるのだよと。これは、技術基準の問題ではなくて、残ってるものが、安定型とっていたのが、こういったことが心配されるということが一つあります。

もう一つは、分別の問題です。これが完全にできないというのは、いろんな地域の説明会の説明された中で、いろいろそこで不安が出されました。それに対する、こういうことできちっと明確に分別できるという答弁が、説明が企業からありますか。そんなことはないでしょう。私も行きましたけど、そういうことはありません。だから、こういった法律に基づいてやったけれども、全国的にもこういう変化しないとされているものが変化しているではないか。有害物質が、またそこに分別するというけれども、混入しているではないか。これは私が言っているだけではなくて、2つの問題は最大の安定型、言葉ではなくて、これほど危険なものはないよという、逆に言えば、それだけやっぱり不安な処理場なのです。ですから、3万8,000余の方々の署名が出てきた、これを本当にあなた方が重く受けとめるというなら、私は竹原市として市民の声をきちっと業者なり、県に伝えるべきだと思うのです。そこで、是非今の不安を聞いてもらって、これは市長が、あなた、答えるべきだと思います。

というのは、当時のこともあえて紹介しました。これは、当時教育民生委員会で、私も

所属しておりましたけれども、その間現地を含めて5回ぐらいいろいろ視察して、いろいろけんけんがくがく議会でも議論しました。議論した結果、先ほど言ったように、当時の委員長が意見は出尽くしたと、この施設、安定型産廃場のことですが、この施設は反対であるということを経理に伝えてくれということで、委員会として決めました。そして、それを受けて当時の市長が産廃計画業者に対して、これは田万里第1産業廃棄物処分場についてのお願いということで、ちょっと一部要約しますと、抜粋しますと、田万里第1産業廃棄物処分場の計画概要の提出を求め、その計画内容につきましては、市議会の常任委員会にも協議し、今まで現地調査を含めてあらゆる角度から慎重に検討してきました。御承知のとおり、竹原市は市民の上水道をほとんどその水源、二級河川であります賀茂川水系の地下水を取水していると、賀茂川水系の地下水を取水していますよと。こういった竹原市の意向を酌んで、産業廃棄物計画を白紙にしてくださいということを経理として業者に言っているわけです。これと同じように、広島県にも伝えているわけです、この意向を。これをなぜ、条件が違うというのではない、竹原市としての意向が、市長、あなたがきちっと答えなくてはいけない、ここで。3万8,000,4万近い反対署名がある。法に基づいてやるけれども、先ほどの2点の負担は解決できていない。それで、竹原市の市議会でも平成4年、二十数年前にけんけんがくがく議論してきた。その結果、市としても白紙撤回、計画を白紙にしてください。県も同じようにしてくださいと指導をやった経験があるではないですか。なぜこの機会に今あなた方は生かさないのですか、その経験を。市長が、あなたがきちっと検討して、こういった対応すると、意思表示をするということで、済むことではないですか、市長、あなたが答えるべきです。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） まず、実際に産廃場で2件のそういった腐敗ですとか、そういったことに対応できていないということに対しましては、先ほども申し上げましたが、この意見書を環境省は受けまして、それに対応するために技術基準等の見直しを、法改正を行っております。その具体的な例といたしましては、監視の義務でありますとか、場内に積み込む前に一旦さばいて異物の混入がないことを確認するという、そういった技術的な義務、こういったものを技術基準の中に含めております。そういったことで、その腐敗云々という部分に対応できるという御判断をされているものと考えます。

また、申し入れ、事業者や県への申し入れのございですが、先ほども申し上げましたとおり、当時はそういった議会としての強い要望、要請をいただいたこともあります

し、その計画そのものが全く世間に示されていない状況のものでございました。許認可を持っております県に対しましても、まだその事業計画の事前協議すらない状態であったということでございます。

現在、本郷の処分場につきましては、既に事前協議を提出され、また今年4月には本申請という形での段階に入っております、着々とこの法律に基づく許可、不許可、こういった判断をいただく手続に現在入っているところでございます。

そうした中で、竹原市がこの法手続の中におきましては、その建設の許可、不許可に対して意見を申することは基本的にはできません。そうした中でありますので、こういった市民の皆様の御負担を少しでも減らすには、しっかりとした業者からの説明を市民の皆様にしていただく、そして少しでも不安を和らげていただく、こういったことに現在取り組んでいる、そういう状況でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 今部長が答弁したけれども、不安の解消ができる問題ではないのです。技術基準の問題というのは今までやってきたのだけれども、実際にはそういう5品目と違った、そういう5品目が前の5品目とは今の5品目違うのですよというのならそれをきちんと言わなくてはいけない。しかし、5品目自体はそれは一緒ですから、それはそこがあるから5品目が安定だと言われたけれども、いろいろ化学的変化を起こしているのではないかと、有害物質が溶出しているのではないかと、だから不安なのだよという日弁連のまとめです。もう一つは、そういった分別がきちっとできるという、理屈上はそうなのだけれども、実際現地ではそれができなかった、できていないということでしょう。だから、不安があるということです。

それであと、いろいろ市長が何で答えられないのかなというもので、もう一個聞きたいのは、我々が調査した、これ95年10月10日に教育民生委員会でも現地調査に行きました。だから、さっきとは平成4年ですから、92年に業者と県につくってくれるなど、安定型の産廃施設は要らないよということの市として申し入れ、計画白紙を申し入れているわけですから、それ以降もまたいろいろ繰り返しこういう産廃問題が起こっているわけです。それで、今度は95年10月20日に教育民生委員会、私も所属しておりましたけれども、上三永の産廃場に調査に行きました。ここでは、5品目以外の注射針とかバッテリーとか乾電池とかオイルとかコピーの原液とか、こういった汚染物質が入っていたわけです。ですから、その当時の委員会でも、こういった品目以外のものが入っている、この事

実を確認した上で即座に撤去してくれと。そして、その水質の安全のチェックですが、これをやっぱりしてほしいと。もう一回、聞くけどもさっき広島県がやった、撤去した、確認した、伺った、竹原市としては確認しているのですか。そうやって確認した書類を、我々一般市民がそれを見ることができますか。ちょっとそこ答えて。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 平成7年に教育民生委員会が当時操業をされていた施設の現地調査に伺った時のことでございます。その中におきまして、安定5品目以外のものの混入、また周辺河川の水質の安全確認、こういったことの御指摘をいただいております。

市といたしましては、これは基本的に指導監督権を持っている広島県に対しまして、業者指導等をお願いすることとなります。そうした中で、このことにつきましてもすぐ県の方へ報告をいたしまして、県も即座に対応いただきまして、まず安定5品目以外のものの混入につきましては業者の責任において撤去させ、それをしたことも県において確認をしていただいております。

また、周辺河川の水質につきましては、議員のおっしゃる泡やにおい、これにつきましては処分場からの排水との因果関係の特定まではいかなかった。しかし、この水質については、環境基準に問題がないということを県として確認をしていただいた、こういったふうに伺っていることでございます。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 県に確認されたと言われたけど、私が今再質問せざるを得ないのは、県が指摘した以降です。この我々が95年10月20日に現地へ行って、それから委員会で行政の方へ伝えて、それを県に伝えたということで、竹原市としてはこういった注射針や乾電池やコピー原液という5品目以外は入っていた、この撤去を求めたのは、いつ求めたのか、そしてあとはいつそれを撤去したのか、それをどういう方法で処理して、それを竹原市は確認されたのか、これがやっぱり要るのです。あとは、市議会の方にそれをいつ報告したのかと、これをもう一回答えてください。通告しているわけですから、ちゃんと。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 済みません。ここは何度も同じ答弁になって申しわけないのですが、こういった事業者の指導監督をすることは、産業廃棄物に限りましては県が一

貫して行っていただいております。市といたしましては、県に御報告することでその課題の解決をしていただく、こういった形になりますので、実際にその細かい部分につきましては、改めて県にお聞きしなくては、このことは御答弁はできない、こういったことでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 市長に、やっぱりそこは責任者ですから、今竹原市の事務というのは、そういう許認可権は県にあるのは重々承知で聞いているわけです。質問通告しているし。これは二十数年前の分だから、ちゃんと質問通告してやっている。その時はこの5品目以外は残っていないと言っていたけれども、実際こういう5品目以外の汚染、有害物質といいますか、これが入っていたというのは間違いないわけですから。それは、県が管理であろうが、市長が竹原市民の安全・安心を確認しなくてはいけない、それは県がやっているからいつかわかりませんか今答弁できませんとか、こんなことでいいのですか。こういうことで市民が安心できますか。実際こういう品目以外のものが入っていた、それを市議会にも報告していないという私は記憶があるから、あえて聞いているのです。これは、市民に約束できますか。この有害物質はいつ市としては撤去をお願いして、県としていつ撤去しました、どういった処理をしました、誰がそれをしましたというのは、そういったきちっと記録を残しておかないといけない。それを市民の皆さんが確認できるのがあって初めて信頼関係ができるわけではないですか。こういった不安が解消できるわけではないですか。それも県任せ、わかりません、もう一回聞かないとわかりません、これでいいのですか、市長。そこはもう一回事実関係を調べて、そういういつこういった有害物質があったものは、いつ市の方はお願いして、県はいつ撤去したのか、どういった処理をしたのか、事実関係を早急に公表できますよということをやっていただきたいのですが、そこはどうですか。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 申しわけありません。本市は、本市の求められている事務、こういったもの、市としての事務、県は県としての事務、国は国としての事務があるかと思えます。そうした中で、今回の案件はまず東広島市で起こっている案件であるということもあるでしょう。また、こういった産廃場における課題については、何度も申し上げますが、県がそういった事務をつかさどっておられます。そうした中で、今回という

か、この時の対処につきましては県に報告をしてお願いをした、それでその問題を解決したということまでは伺っておりますが、議員がおっしゃるようないつどのような形でどのぐらいのものをどれだけの量という、ここにつきましては市としては当然把握もできておりません。

そうした中におきましては、県に改めてそういう部分のわかる範囲をお聞きすればまた御回答とありますが、御答弁はできるものでございます。そういうことで御理解のほどよろしく申し上げます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） そこは、今市長、私は市長にお尋ねして、市長がそういった事実関係を確認するということを一言言えばそれで済むことなのです。だから、やっぱり発言通告しているわけですから、きちっとそういう不安があるところは、こういう品目以外が入っていた、これは竹原市としていつ撤去を県に要請した、県はいつこういった業者にこういった方法でどこへ処分した、そういった記録をきちっと情報公開できるようなことがあってこそ初めて安全といたしますか、一つの担保ができるわけで、ただ県がそういうことを確認しましたように伺っていますというだけでは、なかなか今の市民の不安を解消することはできないというので、是非そこはもう一回、くどいようですけれども、今のデータは情報開示を求めておきたいと。

それから、先ほど言ったなぜこのいろんな、前の平成4年のこと、竹原市としては業者に白紙撤回を申し入れた、お願いをしたと、県にもそういう指導をお願いしたいというのは、やっぱり市民の下流域の水源を汚染させるおそれがあるから、議会でいろいろけんけんがくがくやいろんな調査をやって、そういった結果としては、竹原市のこの賀茂川流域の水源というのは貴重な市民の水源であり、井戸水とか農業用水とかいろんな用途はありますけれども、竹原市としてはこういった水源を汚染させてはいけないという多くの市民の願い、それを市長が酌んでこういった意思表示をしたわけです。私は決して権限がないところに権限を求めて反対しろということの一つも言ってません。だから、県に権限があるのだから、市としてはその意見表明ぐらいはやっぱりやるべきではないかなと。3万8,000、4万人に近いいろんな方々の署名運動の声がある、水源の汚染のおそれを、これを除いてほしい、ここに産廃場をつくらないでほしいという思いを市長がやっぱり酌むべきではないか。そこは、なぜ二十数年前にできて今できないのですか。そこを市長がこうこうこういうことで、市民の安全は確保できているからできないのだとか、今できな

い理由をきちっとやっぱり表明すべきではないか思うのですが、どうですか、そこは。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（田所一三君） お答えします。

議員御指摘のとおり、地元の方々が今回の産業廃棄物処理の設置に関して不安をお持ちになっていることは認識しております。こうしたことから、引き続き国や県、三原市と連携し、必要な情報収集等を行いながら、広島県に対して廃棄物処理法に基づく適正な手続を行うよう求めてまいるとともに、事業者に対しましては、先ほども部長が答弁申し上げましたとおり、引き続き県を通じて地元にて丁寧に説明を行うよう求めるなど、市としてもでき得ることは行ってまいります。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は市のできないことを言っているわけではないのです。わざわざ過去の、26年前の当時の市長ができたことを、その中心というのはやっぱり水源を何とか守ってほしいという市民の思いを酌んで対応した。これがなぜできないのか、絶対やるべきです。市長の責任が、政治判断でやればすぐ済むことではないですか。

それに関わりますけども、次は上三永の旧産廃場、今は閉鎖になっています。ここの現地調査をしたことが前に、さっき言った95年にも有害物質を発見したというところの旧上三永のところですけども、閉鎖後の管理問題についてお尋ねしておきたいと思うのですが。

先ほどの答弁は、私は、旧上三永の産廃場は今、閉鎖になっていますが、その閉鎖後の管理はどうなるかということで、閉鎖した後での原則その土地所有者が管理するというところで、ここは今の状況の上の分は中間処理業、今業が行われておりますけども、その土地所有者というのは個人なのでしょうか、そこは把握されていますか。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 御質問の処分場につきましては、おそらくというか、全てが業者の所有ではなかったと思います。事業が終わった後、地権者の方にお返しをしていると考えられます。これは、契約の時にどういう契約をされているかということになりますが、その処分場の、その後発生することに対して、その業者が責任を持つという契約がありましたら、議員の御指摘の部分は業者が対応をしてまいります。また、そういう契約になっていない場合でありましたら、その時点の所有者の方にどこまでも個人の資産管理の管

理上の責任で対応していただく、こういったことになろうかと思えます。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 要するに、その土地所有者へ返したら、その閉鎖した後は土地を返すと、所有者に、個人に返すということが今原則ということがありました。

そうなると、私も現地に行きました。こののり面のところは草木が生い茂って、今回の豪雨で崩れてなかったから本当によかったようなものですけど、今度新しく予定の本郷のところではいろいろ今回の分で、豪雨で災害が起こっています、いろいろ見ていると、その災害が起こっています。今回上三永のことを見ると、のり面ではいろんな草木が茂って、今度はそこにまた雨が振ったり、豪雨が降ったら、強い雨が降れば、崩壊する危険性というのか、大変心配するわけです。それとか、排水、上から、そこに流れる水を排水処理をきちっとしてそういった事故が起こらないように、危険な状態が起こらないような対策をとるといふことも必要でしょう。

しかし、現実問題としては、これ市長にお尋ねしたいのですが、閉鎖後に、個人に、つまり所有者にその土地が返ってくる。しかしその後の問題は個人の、その土地所有者の責任ですよということが今基本的に言われました。その場合、のり面の崩壊とか排水対策とか、その下流域の沈砂池がありますけども、ここの土砂がたまっている状態とか、これは本当に個人で対応できる問題なのでしょうか。そこをどうお考えですか。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） まず、建設中は、そういったのり面、こういったことを安定的に確保しながら建設は、基本的にはされているものと考えております。そうした中で、先ほど議員がおっしゃるような個人に施設そのものが、今度は個人の所有に戻った場合につきましては、これはどこまでも契約の状況によりますが、個人の方でその資産を管理していただくのが原則ということになります。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） ということです、やっぱり。

そこまでやっぱりきちっと丁寧に契約を読んで土地を、閉鎖後のことですが、埋め立て閉鎖したその後の起こる問題はその土地の所有者の責任という、一般のそこは、後のことは一般の土地の民・民の管理責任ということが問われるわけです。ですから、現実問題と

してはあそこのり面を見ても、その排水とか沈砂池を見てもそこは対応できていないのが現実ではないかと思うのです。

それと、やっぱりそういうことを踏まえて、もう一つ聞きたいのは、先ほど、ちょっとくどいようだけれども、説明会で業者の方も言ったのは、5品目で雨が降っても腐ったり、変質したりはしないと、だから下流域の水は決して汚さないということの答弁があって、あるのだけれども、先ほど壇上で言ったように、いろんな泡とかにおいとか、川底にちょっと気持ち悪いような、黒いようなものがたまっていたり、そこらに土のうがあった分が黒く変色していたりということで、誰が見ても産廃場をつくる以前の水質とは明らかに違った状態が起こっているわけです。ですから、これが業者が言うように、腐らない、変質しないというのだったら、なぜそういうことが起こっているのですかということ、今から調査して云々かんぬんというような問題ではないです。繰り返し指摘されているのだから、ちゃんとこの場で産廃場施設前の水と今の分は何でこういうことが起こるのかと、その原因は何ですかと。起こった原因があれば、もとに戻すような対策ができるのですかという質問をしました。しかし、水質基準を見たら問題ありませんということで、水質の分でいろいろ言われるけれども、飲み水、水質っていいですか、そのやっぱり一番心配しているのは、そこにあった産廃をつくる前の状態のことが、悪くなったらいけないわけです。その悪くなった分は、なぜこうなるかというのは、きちっと県がそういう許可したのなら県に問い合わせ、なぜこうなっているのですかという原因を突き詰めてその対策をとらないときれいな水にならないではないですか。そこはできるのですかということを行っているのです。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） まず、泡とか実際にあった現象でございますが、泡、におい、こういったものにつきましては、県にお伺いいたしますと、まず1点はそれがその処分場からの排水との因果関係、例えば農薬でありますとか、農業用のそういったものがありますとか、そういったことから起こっている可能性といたしますか、逆に処分場との直接の因果関係を突きとめるといたしますか、認めるところまではいかなかった。そして、そういった水質につきましては、処分場を始めた時点から継続して水質の検査を行っておりますので、建設前といたしますか、少なくとも建設中に環境基準上の水質の異変というものの、影響というものはなかった、こういったふうに県の方からは伺っているということでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） この問題は、水質の検査って言われましたけれども、普通はやっぱりその産廃場ができる前というのは、本当にきれいな水ということで伺っています。その基準というのは、水道法の水質検査でクリアしているという解釈でいいのでしょうか。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） そうです、環境上の基準、こういったもので測定をしています。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） そこはきちっとやってくれないと、水質汚濁防止法の排水基準と我々が飲む水の分の水道法の基準とは厳しさが違うのです。水質の基準、水道法のがやっぱり命に関わるから基準値が厳しいといえますか。ですから、水道法の基準値で安全だったのかどうかというのは今確認できますかということを知りたいのです。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 申しわけございません。そういったことを改めて県の方に確認をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） この問題では、次の質問がありますので、最後にしたいと思うのですが、市長は最後まで一言も答弁しないと、再質問に対して、それは極めて無責任ではないかなと。本来これだけ多くの方が心配して、何とか水源を守ってくださいと、子々孫々にわたって汚染させてはいけないよということに対して、いろんな署名を集められたり、私もこの場で過去の経験とか、過去の市長がとった対応なんかもきちっと説明しました。これがなぜできないのか、私は厳しいやっぱり市長の責任だと思うのです。是非市民の水源を守ると、市民の命と健康を守る立場で改めてこの対応を、この産廃場に対する不許可という、この意思表示をすべきだと、重ねて質問したいと思うのですが、最後に市長、どうですか、この問題で。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 私は、市長の委任を受けてこちらに部長以下、出席をさせていただ

いておりますので、もちろん私の口から発しない言葉も市の姿勢として述べさせていただいている点は御理解いただきたいと思いますが、繰り返し御答弁申し上げているとおり、大変な心配に及んでいる事案であることは私も重々承知していることとございますし、そうした中で広島県や事業者に対して適切に厳しく物を申しているという状況でもございますので、その点御理解いただきまして、この問題に我々としても関与してまいりたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 是非この水源を守るという立場でこの産廃場計画を、設置を許さないという立場で市長として対応していただきたい。

それで、次の質問に入りたいと思うのですが、次は豪雨災害の復旧・復興、これを竹原市として最優先でやっぱり取り組むべきだということも伺いました。

それで、いろいろあるのですが、一つはがけ崩れの件でいいますと、2戸以上のところの対応も、今度の復興プランの計画で全て対応できるのかと、あと2カ年余り、3カ年余り、2カ年ちょっとでこの災害復旧が対応できるのかということと。

それからもう一つ、1戸以上のがけ崩れというのは、これは補助対象でもないし、ハード、ソフトで対応するしかないという答弁でした。そのハードの中には、ソフトというのは、そういった危険災害の予知して早く逃げなさいよということがソフトの大きな柱になると思うのですが、その市としてできるハードの面では、危険箇所を防災する工事というのでは、何か手だてがあるのでしょうか。そのことが一つ聞きたいということ。

それから、がけ崩れの点で答弁漏れがあったと思いますのは、7月の豪雨で早急にやっぱり消防団とかいろいろな御苦労いただいて、ブルーシートなど、この二次災害防止の手当てをしていただいております。そういった手当てをしたところが、この5カ月余りでブルーシートが破損したというところもあります。それともう一つは、5カ月たってもブルーシートさえできていないところがあるということで、先ほど市長の答弁では、工事を着手するまで待ちなさいよという趣旨の答弁ではなかったかと思うのです。それでは、私は二次災害の防止の応急措置としての役割が果たせないと、市民の安全を守ることはできないというふうに思いますので、ブルーシートとか土のうの設置とかいろいろ対応策があると思うのですが、そこは市が責任を持って、来年の梅雨以前といいますか、工事着手以前であっても、責任を持ってブルーシートなり、二次災害防止の対策をとるよというふうに私は求めたいと思うのですが、その点いかがでしょうか。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、私の方から今回の7月豪雨に対する御質問で、まず1点目の御質問でございますが、人家2戸以上の被災箇所、19カ所は全て実施できるのかという御質問でございます。

まず、この件につきましては、人家が2戸以上あり、このたびの災害でがけ崩れ、土砂崩れが発生した箇所については、県の事業、市の事業など、様々な対策を行う予定といたしております。

それからあと、2点目の御質問でございますが、人家1戸の39カ所はどのように考えているのか、ほかに手だて等あるのか、あるいはハード面においてどのような形になるのかという御質問でございますが、先ほど市長の答弁にもございましたように、採択基準に満たない人家が1戸の箇所は、市の財政負担などを踏まえまして、土砂災害の危険箇所が多い本市といたしましては、ハード対策と避難などのソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を進めていくことがより有効的な手だてであるというふうに考えております。

それからあと、3点目のブルーシートの御質問でございますが、このたびの災害によりまして土砂崩れ、がけ崩れが発生した箇所は、本市が確認しただけで約175カ所ございます。被災後、住宅の裏山など、土砂崩れなどで緊急を要する箇所は、地元消防団や地元の関係者によりましてブルーシートや土のうを応急的に設置していただいておりますが、今後におきましても、必要な箇所にブルーシートの配布などを行うなどしてまいりたいというふうに考えております。

今後県が実施する災害の関連の事業に採択されるよう要請していくとともに、市においてもがけ崩れ対策事業を早期に着手して、二次災害の防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 1戸のがけ崩れのところ、ここは補助対象がないからいろいろ私も相談を受けて対応しました。しかし、補助対象がないので、対応ができないというのが率直な、大変な状況があるというのは事実で、どうすればいいのかなということで今回質問したわけです。

それで、39カ所の1戸のところは、ハードとソフトというのは先ほど私も申し上げ

て、ハードはどうするのかということをお尋ねしました。これがもう一回、わかりにくかったので、こういったハード対策があるのだよということがあって、説明できれば、していただければと思います。

それからあと、ブルーシートの問題というのは、被災直後は、被災当時といいますか、そこはいろんな消防団等、いろんなボランティアの方と、当然一生懸命対応されて本当にありがたいなということで、近くの方なんかは感謝されていると思うのですが、私はここで取り上げたのは、被災後5カ月たってそういうブルーシートが破れたところもあります。しかし、そこも要請されたけども、たまたまその分は今度高さがあったり、いろんな危険箇所ですらやっぱりプロの人といいますか、そういった人が対応しないと、シートをする時に事故になったら大変なことです。そこは二次災害防止のために、直下の市民の声としては、破れたブルーシートは、もう一回梅雨が来る前までに早く対応してもらえないかなという声が直接ありました。ここはブルーシートを配るというのではなくて、つける場所は市が責任を持っていかなくてはいけないのではないかということについて、今その答弁はブルーシートを配布するということだけでしたので、現実そういうことでは対応できていないということで、やっぱりプロの人っていいですか、専門業者に頼まないといけないということだと思いますので、その点がどうかなということ。まだブルーシートそのものが設置されていないところもありますので、そういったところは要望に基づいて対策をとるべきではないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、1点目の御質問でございますが、人家1戸以上のハード対策ということでございますが、こちらにつきましては、災害の適用外の急傾斜につきましては、通常の治山事業として小規模崩壊対策事業というのがありまして、こちらについては事業費の4割が申請者の負担ということになることから、近年では要望されていないというのが現状でございます。もし御希望があれば、こういうふうな形の手続をしていただければ、対象にならない分につきましては対応可能というふうに考えています。

それから、2点目のブルーシートの件でございますが、先ほど答弁させていただいたとおり、今回の災害というのは過去に経験のないような甚大な被害があって、件数も相当あるということでございます。それで、今回の災害の土砂崩れ、あるいはがけ崩れが発生した箇所は、先ほど説明したとおり、175カ所ありまして、これらを全てブルーシートを設置するということになりますと、膨大な予算と危険も伴うというのを認識しております

ので、そういったことでどのような形で設置できるかということについては、やはり今までどおり地元の消防団であったり、地元の方の協力を得ながら可能な限りブルーシートの設置については対応していただきたいですし、また公共性のある道路や河川、林道とか農道とか、そういったことについては市の方で管理しておりますので、市の方で必要に応じてブルーシートの設置というのはしてまいりたいというに考えています。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） がけ崩れの1戸なのですけれども、小規模事業で40%の負担ということで、これではなかなか利用者がいないという現実があります。是非ここは他市の事例を含めて補助対象の拡大とか、一步でも前進できるような対策を検討してもらいたい。

それから、ブルーシートの件では、来年の梅雨時期といいますか、それまでに早くしないと、また災害の危険という心配をされているのは事実なのです。ですから、そこはプロでないと、危険なところがありましたから、ボランティアとか消防団とか、そういったところを今緊急にはやってもらったのだけでも、それを今やれというのは大変厳しい、事故が起こったら大変ですから、プロがきちっと対応しないといけないという面では、指摘しておきたいというふうに思います。

それから、時間もありませんけれども、今度の災害、道路、河川等の災害復旧の分で、職員の増員ということも今ありました。任期付きということを含めて、技術職員の補充といいますのは、市としてあと何人ぐらい考えておられるのかなということが一つお尋ねしておきたい。

議長（大川弘雄君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

職員の数でございますが、何人というふうに明確には今のところ言えませんが、答弁にもありますように、各団体、他団体からの応援も含めましての対応ということでございます。

豪雨災害発災当時から災害対策本部の運営支援とか、避難所または罹災証明等も含めまして、今後は技術職員の中・長期の派遣職員も受けております。なかなか本市職員も中途採用、また本市独自としましても任期付きの職員は現在公募しております。また、広島県からの応援もこれから幾らかはいただけるということでございますので、できる限り、何

人とは言わずに、必要な限り体制を整えまして、引き続き要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） あと5分です。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 時間がありませんけれども、次は市内業者、この復旧・復興、工事に当たる市内業者の件で、いろいろ主任技術者の兼務の制限の緩和とか、いろいろ対策はとったりされているようではございますけれども、私とその質問のところで竹原市のランクごと、この災害復旧工事に関わることができる土木業者で、ランクごとの竹原市内の業者数とか、その完成工事高、平成29年度か、そこの工事高を上げました。工事高で見ると、上限をA、B、Cで足しても、4億1,000万円近くの工事高となります。それで、全部が市内業者でできればいいのですけれども、そこはなかなか厳しいのかもしれませんが、こういった先ほど言った復旧に関わる事業費というのがこの2019年度末で約42億円というふうに私はメモしたのですが、こういった約42億円なり、先ほどでは、ごめんなさい、市の復興プランに基づく3年間の分ではいろんな土砂撤去を含めてでしょうけれども、約64億円というに言われました。先ほどの約42億円ではなくて、64億円というふうに言われました。これを受け入れるその市内業者の体制といいますか、これが先ほどの完工高を見て私もちょっと判断したわけなのですけれども、六十数億円を3年間たっても年間、単純計算ですけど、20億円近くということで、市内業者の完工高を見ると4億数千万円ということでは、相当やっぱり無理があるのではないかなということ。この規制緩和ではなくて、主任技術者の兼務の規制緩和で、こういうことをすれば具体的にどれだけ仕事が竹原市の業者として受け入れ可能なのか。私は、市内業者として技術者を雇ってもらって、それを今度は経費がかかるからいろんな工夫なり、支援が要るのかもしれないけれども、そういったことをしないとこの災害復旧の全体の事業費を主に市内業者でやっていただくということはなかなかできないのではないかなという面では、市内業者にやっていただく対策といいますか、そこがどういうふうにされるのかなということと…。

議長（大川弘雄君） 松本議員、残り3分切りましたので、最後の質問でお願いします。

14番（松本 進君） 主任技術者の対応といいますか、そういったどれぐらい拡大できるのかなということをお知らせいただければというふうに思います。

議長（大川弘雄君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

業者の関係でございまして、ランク別の会社数と完成工事高について申し上げました。議員からお話ありましたように、確かに今回膨大な数の被害も受けまして、それに伴うということで、主任技術者の兼務等、いろいろ方策はあろうかと思っております。

ただ、事業費自体もかなりの高額になっているということも認識しておりますので、このランク別の金額、また会社の数につきましても、どのようにしたら主に市内の業者で取り組めるかというのは課題となっておりますので、その点は現在も検討しておりますが、引き続きの検討課題と認識しております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 以上をもって14番松本進議員の一般質問を終結いたします。

午後2時45分まで休憩いたします。

午後2時28分 休憩

午後2時44分 再開

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

質問順位3番、道法知江議員の登壇を許します。

10番（道法知江君） ただいま議長より登壇の許可が得られましたので、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。公明党の道法知江でございます。

この夏は命に関わる猛暑に見舞われ、過去に経験をしたことのない集中豪雨被害、そして巨大な台風、異常気象の原因は温暖化と言われています。全国的に異常気象が連続する中で、防災・減災のあり方が問われています。

そこで、相次ぐ自然災害を踏まえ、地域の防災対策の再点検が必要であると考えますので、改めて市の防災・減災対策をお聞きいたします。

1点目、災害に備える再点検。

1. 西日本豪雨では行政のハザードマップが正確であっても、それをどう活用し、生かしていくのが課題であることが浮き彫りになりました。また、その存在すら知らない人も多かったようです。災害に関する情報を住民の主体的な防災活動にどうつなげていけるのですか。何をもって災害から市民の命を守るか、市長に防災・減災対策の基本的な考えをお聞きいたします。

2. 市民の主体的な防災活動へ、その具体策として地域防災計画、地区防災計画策定は重要と考えます。3・11東北大震災の時、宮城県七ヶ浜町は住民がハザードマップを作成していたその時の経験が一瞬の転機につながり、多くの高齢者を救うことができたとのことです。

そこで、市は住民の地区防災計画策定に向けてどのように支援していくのか、現在の進捗状況についても伺いたします。

3. タイムライン（事前防災行動計画）はあらかじめ予測できる災害に対して、行政や自治会などがいつ、誰が、何をするかを整理する仕組みですが、今回の危険水位を超えた河川沿いで避難行動の機能をお伺いいたします。

4. 自力での避難が困難な避難行動要支援者をどう守っていくのか。避難行動要支援者名簿がどのように活用されたのか、伺いいたします。

5. 災害を我が事として主体的に捉え、当事者意識を持つことを今回の災害で学びましたが、そこで正常性バイアスが働いて、自分は大丈夫などと考える人が多く、なかなか避難行動に移れなかった。こうした事例を教訓に、自分の住んでいる地域はどんな危険があるか、我が家のハザードマップや心のハザードマップ作成が必要と市民に伝えるべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

6. 学校ぐるみ、教科ぐるみ、家族ぐるみの防災教育で住民意識改革の推進が必要と考えます。自分の命、他人の命を考え、日ごろから、命を守るために、どうすれば最善の行動がとれるかという視点で防災教育をしていくことは重要と思いますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

いずれにいたしましても、一連の災害で多くの犠牲者が出た現実を考えると、防災・減災は社会保障と並ぶ人間の安全保障として政治の主流、社会の主流にしなければなりません。7月豪雨の検証も踏まえて、市長の御所見をお伺いいたします。

2点目についての質問です。

人口減少に応じて自治体事業の取捨選択、自治体の目的は住民の福祉の増進ですが、あわせて職員の福祉も担保されるべきと考えます。人は自分が満たされてこそ、他人にも優しくなれますが、この10年間くらいは職員の福祉が減退しています。その大きな要因は、事業が増加して非正規を増やすことで対応してきました。市全体の中で、非正規職員が占める割合はどれくらいですか。正規と非正規の格差が生まれ、官製ワーキングプアとなっていないですか。非正規職員の福祉は守られていますか。

一方で、正規職員の福祉が担保されているわけでもないように感じます。増加する事業に対して、超過勤務を増やすことで対応している。超過勤務の先には療養休暇が待っている。療養休暇の取得率はどのようになっていますか。近年、減少していますか。普通に考えれば、人口が減れば当然事業も減らすべきですが、本市の状況はどのようになっていますか。住民ニーズという言葉がありますが、本当にニーズがあるのかという点を冷静に判断することができますか。なお、職員の福祉を増進するために、給与の増加を言っているではありません。民間企業の従業員満足度調査を自治体職員の満足度調査として導入してみてもいかがでしょうか。

3点目の質問です。

人づくり、リカレント教育の普及で働き続けられる社会へ、少子高齢化に伴う社会の担い手不足を乗り切るために注目されているのが、子育てが一段落して職場復帰を目指す女性や働く意欲を持つ元気な高齢者などを対象に、新たな職業能力や意識を学ぶ機会を設けるリカレント教育。リカレントは反復を意味します。学び直しです。人生100年時代を見据えて、私たちの働き方は大きく変わろうとしています。人生をより豊かに生きるため、多くの方は生涯学習の機会をできるだけ持ちたいと願っています。本市においても高齢化は進み、働く意欲のある方々が増えています。社会、経済の変化の中で、新たな仕事に対応できるようリカレント教育、学び直しの機会提供が必要ではないかと思っておりますので、市長、教育長にお答えいただきます。

最後の質問、4点目の質問でございます。

貧困の連鎖を断ち切るために、昨年7月に小学生、中学生と保護者に生活実態調査が行われました。どのような機関が何を対象にどんな目的で行われたのでしょうか。それにより実態把握が行われていますか。経済的な困窮を背景に、低学力になる子どもがいることの実態を本市はどのような現状と認識をされていますか。また、全ての子どもたちが十分な教育を受けるために何が必要でしょうか、教育長、市長にお伺いいたします。

以上、壇上にての質問は終わりますが、答弁によりましては再び自席にて再質問を行ってまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 道法議員の質問にお答えいたします。

1点目の災害への備えについての御質問でございます。

まず、防災・減災対策の基本的な考え方についてであります。

防災・減災対策を進めていく上では、自助、共助、公助が一体となった取組を行っていくことが重要であります。このため、出前講座の開催等により防災教育に取り組むとともに、県と連携し、地域防災の担い手となる自主防災リーダーの養成など、市民の防災に関する理解と関心を深める取組を行っているところであります。

しかしながら、地域によっては自主防災組織の活動に差異があるという課題もあります。引き続き、自助、共助の一層の推進を図り、災害時に市民一人一人が命を守る行動が的確にとれるよう取り組んでまいります。

次に、地区防災計画についてであります。

地区防災計画は、地域の防災活動の強化を図ることを目的として平成26年に災害対策基本法で定められたものであります。この地区防災計画は、地域住民等が作成し、市防災会議を経て市の地域防災計画に定められる必要があります。こうしたことから、全国的に見ても、この地区防災計画の策定は進んでいない状況にあります。

本市においても、地区防災計画は策定されておりませんが、各自主防災組織等が自ら活動主体となり、率先してハザードマップの作成等、防災活動に取り組んでいる状況であります。今後も、こうした地域における自主的な防災活動を支援しながら、地域における防災活動の強化を図ってまいります。

次に、河川沿いでの避難行動に係るタイムラインについてであります。

本市におきましては、賀茂川の観測所の水位が避難判断水位や氾濫危険水位等の基準水位に到達した時に、県から本市に提供される情報をもとに、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告等を発令し、被害が予測される地域の住民に対して避難を促しております。

本市といたしましては、引き続き機会を捉えて避難情報の内容を周知し、適切かつ迅速な避難行動につなげてまいります。

次に、避難行動要支援者の避難についてであります。

今回の豪雨災害のように、道路交通網や情報通信網が寸断された状況下では、公助だけでは避難支援には限界があり、改めて自助、共助も踏まえた防災体制づくりが必要であると痛感いたしました。災害発生が少しでも予見される場合には、事前避難が有効な対策であります。避難行動要支援者は自力での避難が困難であります。そのため、避難行動要支援者の日常生活の支援に携わる介護ケアマネジャー、障害者相談支援専門員及び地域の方々との共助により、事前に避難行動がとれる体制づくりに引き続き取り組んでまいりま

す。

避難行動要支援者名簿についてであります。本市におきましては、先月末現在で5,138人が登録されています。今回の災害では、保健師が避難行動要支援者名簿等を活用し、避難所などを巡回する中で安否確認や被災生活における健康状態の聴取など、被災者に寄り添った支援活動につなげました。こうしたことから、警察、消防署、自治会、民生委員協議会、福祉サービス事業所等と連携を図りながら、この名簿の活用も含め、避難行動要支援者に係る避難体制整備に取り組んでまいります。

次に、各家庭でのハザードマップの作成についてであります。

災害から自分自身や家族を守るためには、市民一人一人が身の回りの危険箇所を知ることがその第一歩となります。そのため、自助の取組の一つとして、各家庭でのハザードマップ作成は有効なものと考えております。こうしたことから、今後も自助を一層図っていくために、各家庭でのハザードマップ作成など、必要な取組を市民の皆様呼びかけてまいります。

次に、防災教育についてであります。

私としましては、今回の豪雨災害により、災害時の被害をできる限り軽減するためには日ごろから必要な対策を備えておくこと、また自助、共助、公助について理解し、市民一人一人が自ら判断し、適切な行動をとる重要性を再認識いたしました。

先月公表いたしました復旧・復興プランにおいては、今回の災害の対応状況を踏まえ、今後の復旧・復興に向けた3本の柱の一つとして「そなえの強化」を掲げ、災害に強いまちづくりを計画的に推進することとしております。今後、このプランに沿った取組を着実に進め、一日でも早い安全で安心な災害に強い竹原市を実現してまいります。

次に、2点目の人口減少に伴う自治体事業についての御質問でございます。

本市は、これまで人口減少や住民ニーズの変化等により、実施事業の規模の縮小や廃止、さらには新たな事業への転換を図るなど、随時見直し等を行い、元気な竹原市の実現に向けた取組を推進してまいりました。また、本市の厳しい財政事情のもと、内部管理経費及び人件費の抑制に取り組み、職員の適正な配置に努める一方で、業務の量や性質に応じ、いわゆる臨時、非常勤職員といった多様な雇用形態を活用し、対応しているところであります。

臨時、非常勤職員の雇用状況については、今年4月の時点において臨時職員全体では196名を雇用しており、保育所における代替保育士や給食調理員、学校における介助員、

用務員、校務補助員や放課後児童補助員等、その多くは短時間勤務もしくは常時勤務職員の補完的勤務に従事する代替職員であります。非常勤職員については、臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者として、一人暮らし老人巡回相談員、公民館長、図書館長、樋門管理人、放課後児童支援員等189名を委嘱、雇用しており、臨時、非常勤職員の占める割合は、市の職員総数の約60%となっております。

一方、その賃金、報酬につきましては、他の団体の状況等を考慮し、これまでも賃金や年次有給休暇、特別休暇などについて労使合意のもとに改善に努めてきており、今後も様々な課題を踏まえ、引き続き処遇改善に取り組んでまいります。

心身の故障により1カ月以上病欠休暇を取得した職員については、平成28年度5名、平成29年度9名、今年度のこれまでの取得者は10名であります。

民間企業における従業員満足度調査については、社員の経営理念などの浸透度や、職場環境や人事制度に関する認識等を測定するために導入されたものと把握しております。現在、異動希望調査などを通して職場環境についての職員の意識等について把握しておりますが、御指摘の満足度調査が職員のモチベーションの向上やよりよい施策の企画立案、さらには住民満足度向上にもつながる場合もあることから、国や他の自治体の事例を参考に調査研究してまいります。

次に、3点目の人づくり、リカレント教育についての御質問でございます。

少子高齢化や人口減少が進展する中、地域の活力の維持、向上のためには、年齢に関わらず希望を持って働くことができるなど、女性や高齢者をはじめとした全ての市民が元気に活躍できる環境の創出に向けて学び直しを促進することが重要であります。そのため、本市では県と連携して子育てが一段落した母親を対象とした就職応援セミナーや仕事と家庭の両立に関する相談会を開催するなど、就業への不安を解消しながら仕事復帰ができるよう取り組んでいるところであります。また、竹原市シルバー人材センターと連携し、高齢者の技能習得、技能向上のための研修会、講習会を実施するなど、就業の機会の確保に努めております。今後におきましても、時間や場所によらず、あらゆる人が働きやすい、多様な働き方を実現できるよう、国、県と連携して取り組んでまいります。

次に、4点目の貧困の連鎖についての御質問でございます。

子供の生活に関する実態調査は、子どもの貧困対策におけるより効果的な支援のあり方を検討するため、小学校5年生、中学校2年生及びその保護者を抽出し、世帯の所得額に加え、子どもの生活実態や学習環境等について広島県が県内市町と連携し、実施した調査

であります。

その調査結果については、生活困窮層にあると思われる家庭が約10%、またその周辺層までを含めた生活困難層に当たる家庭は約26%となっております。生活困難層の子どもは、非生活困難層の子どもに比べ、学校の授業がわからないと感じる割合が高く、自分の健康状態を余りよくないと感じている子どもが多いこと、また自己肯定感が低く、将来についても悲観的であるといった結果も出ています。

これまでも、低所得者層の家庭には保護者に対する就労支援や、児童扶養手当、資金貸付等の経済的支援等、対策を行ってきたところでありますが、こうした広島県の調査結果も踏まえつつ、今後子ども・子育て支援事業計画を策定する中で、さらに実態把握等に努め、また有識者等の意見も聞きながら、庁内関係部署と横断的に子どもの貧困対策について検討してまいります。

私からは以上であります。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） それでは、私から道法議員の質問にお答えさせていただきます。

1点目の防災教育につきましては、市内全ての学校が定めております学校教育計画の中におきまして安全計画を作成し、これに基づき防災教育や避難訓練を行っているところでございます。

防災教育に関しましては、様々な機会を学習の場として捉えまして、防災に携わる人々の働きを知るために、消防署の見学や地域における危険箇所を示す地図の作成など、児童生徒が自分のこととして考えることにつながる取組を進めているところでございます。

また、避難訓練におきましては、毎年、地域と連携した、より実践的で安全な避難方法について学習しており、今年度は7月の豪雨災害後に、北部の中学校区で開催されました地域合同防災訓練におきまして、生徒が総合的な学習の時間で学習しました避難所運営について説明を行うとともに、生徒自身が避難誘導を行うなど、さらに真剣さが感じられた有意義な訓練であったとの御意見を伺っております。

今後も、児童生徒が地域コミュニティの一員として高い防災感覚を持ち、安全で安心な地域づくりに貢献できるよう、学校も地域と一体となった取組を進めてまいります。

次に、御質問の3点目の人づくり等についてでございますが、本市におきましては、教育大綱の柱として、学びの成果が社会に生かされるよう生涯学習の仕組みづくり、多彩な生涯学習機会の確保・充実、生涯学習関連施設の整備・充実と有効活用に取り組んでいる

ところでございます。

これからの社会は、子ども、青少年、成人、高齢者など、誰もがいつでもどこでも学べる環境づくりを進め、様々な体験や交流を通じた学習機会、また生きがいや仲間づくりにつながるような学習機会など、年代やニーズに応じた機会を提供していくことが重要であると考えております。

本市は地域ごとに生涯学習の活動拠点を有しておりますことから、今後におきましても、この強みを生かしまして、施設総合及び関係機関が機運醸成や情報収集、提供に努め、学びの成果を地域社会に還元し、地域の活力を高めていける環境づくりを学校や地域と連携しながら取り組んでまいります。

次に、4点目の貧困の連鎖等の御質問でございますが、児童生徒の学力の課題の背景には、家庭における学習環境や生活環境等も大きく影響しており、個々の子どもたちの状況を丁寧に把握し、家庭や地域を巻き込んだ取組が必要であると考えております。

学習のつまずきへの対応は、小学校低学年からの学力定着の取組が重要であることから、広島県教育委員会の指定を受けた低学年からの学力をサポートする研究を進めるための研究校を設置し、この研究成果や実践を市内全ての学校に広げているところでございます。

子どもたちを取り巻く環境や課題は複雑化、多様化しており、学校と地域の連携、協働を図るためのコミュニティ・スクールという新たな制度も順次導入しながら、今後も引き続き地域とともにある学校づくりを目指し、取組を進めてまいります。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） それでは、再質問を行ってまいりたいと思います。

今回の7月の豪雨災害ということでありますけれども、今までの一般質問の記録を確認をさせていただきました。22年7月にやはりゲリラ豪雨でJRの線路内への土砂の流入等があり、呉線も止まってしまった、7月12日だったと思います。こういった状況が平成22年にありました。その時も30年に一度の災害ではないかというふうに言われておりましたけども、これがまたどのように生かされたのかなということも、それぞれの議員の皆さんの一般質問等々見ながら再質問を今回行わせていただきたいなと思っております。22年9月には、この7月豪雨災害を受けて災害防止への取組とか、また大災害への教訓を竹原市の防災対策についてをお伺いをさせていただいたり、23年12月には防災

体制の強化として地域防災拠点の学校の役割、機能とか、また防災会議には女性の委員がいらっしやらなかったもので、そのことは一体どうなのかということをお願いさせていただき、防災対策、防災会議にも女性の委員が登用されたということがありました。

過去のやはり議会質問等々も踏まえながら、今回の7月豪雨災害のこれほどの甚大な災害が、今までの災害がどう生かされたのかということも考えながら、再度質問を進めさせていただきたいと思っております。

これだけの豪雨災害となりますと、首長の判断というのが本当に大事だなというふうに感じました。国として初めて作成した首長向けの研修の冊子が総務省の消防庁の方からありましたので、これを見させていただきましたが、まとめたのは災害を経験した首長の肉声ということでありましたけれども、一番大事なことは市町村長の責任の心構えとして、1点目に危機管理においてはトップである市町村長が全責任を負う覚悟を持って陣頭指揮をとる、2点目に最も重要なことはというところで、①駆けつける、②体制をつくる、③状況を把握する、④目標、対策について判断、意思決定する、⑤住民に呼びかける、この5点が最も重要だったというふうに書かれてありました。このことを踏まえて、私もちょうどその当時、この7月豪雨では本当にずっと役所の方に詰めておまして、市長の動きや防災対策、防災会議等々の動きなども把握をさせていただきながら、首長が本当に経験をしたことがない陣頭指揮に追われていた、この姿勢は本当に謙虚な姿勢ではなかったかなというふうに私は感じておりますし、またはその市長の陣頭指揮のもと、職員の皆様も昼夜を隔たることもなく、職員の方たちが夜間に避難所、多い時は26カ所に及ぶ避難所にも体制を整えていただきながら、そして日常の業務に専念されていたという、こういった状況を本当に目の当たりにいたしました。また、議会といたしましても、支援連絡会というのを立ち上げておりましたので、ここで議会の役割としての議会はその機関であるということを感じながら、被害の状況を把握しながら、また情報を提供するという事を繰り返し行ってきたのがこのたびの7月豪雨災害ではなかったかなと思っております。

議会として一体何ができたのかということをお願い申し上げますと、内港に物資が届いたということになると、職員の手が足りない、だったら議員がその内港まで行って物資を一緒に運ぼうではないかとか、また水が足りないとなれば、水を供給するところまで行ったりとか、本当に給水車がその地域の方々にとって十分な対応がされているかどうか等々、検証しながら議員も連絡会の中で議員の皆さんの情報をいただきながら進めていったのではないかなと感じております。それぞれの部署においては、いろいろな反省も踏まえ、また検

証もしていかないといけない、これからの防災・減災に対する政治の役割というのが本当に重要になってくるなということを感じた次第であります。

そこで、何点か再度お伺いさせていただきたいと思いますが、全国的にも自助、共助、公助、本当に災害というのは、災害対策はそこが基本だと言われておりますけれども、公助でできることというのは限界があるということを感じたのも、大きな災害に遭った私たちではないかなと思っております。いかに自助、共助というものが災害の防止につながり、また避難等々においても、地域住民との協力というのを得ない限りは、本当に一人一人の命を守るということはなかなか厳しいことだなということを感じました。ですので、ここでやはり言わないといけないことは皆さんに周知もしていかないといけないでしょうし、また自覚しなければいけないことは、それぞれ住民も自覚していかないといけないということもあわせて感じました。夜中の10時、11時、12時、2時、4時と消防署の方へ連絡しても、消防車両が来ないのですという連絡をいただきました。現場に担当者が駆けつけても、そこまで行かれない、水があふれていてそこまで行かれないという状況もございました。ですので、やはり現実的には住民に対して何人が消防車両があるのかとか、またあるいは住民に対して何人ぐらいの方が、消防署員がおられるのかということ、あわせて現実も直視するということも必要ではないかなというふうに私自身が感じたこのたびの災害でもありました。

それで、そうは言っても、今回の総雨量が554ミリということですので、本当に誰もが想像をしていなかった大きな災害であったということ踏まえて、公の部分で役割というのは必ずあると思うのです。その公の部分は一体何をすべきかということで、いろいろ調べさせていただきましたら、やはり避難行動だと思うのですが、避難行動要支援者という方、避難に対して自力で、自分で避難できない方たち、こういう方たちをどう救っていくことができるのか、これは大きな公の重要な役割ではないかなと思いましたが、避難行動要支援者名簿が作成されていると思いますけれども、その中身を少し教えていただければなと思っております。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） それでは、お答えいたします。

避難行動要支援者名簿の内容でございますけれども、これにつきましては自力で避難できない方がこういった名簿に登載されているといったような状況で、内容については要介護3以上の方が414人、これは施設入所者を除いた数でございますけれども、全体でいえ

ば、冒頭答弁がありましたように、5,138人が登録をされているといった状況でございます。要介護3以上が414人、障害者の方が945人、これは施設入所者を除いた数でございます。

それと、高齢者のみの世帯に属する方ということで、3,779人が登録をされております。この高齢者のみの世帯に属する方というのは70歳以上の方を登録をしているといったような状況でございます。

名簿の内容については以上でございます。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） 全国、広島県の中の先ほどの要支援者の名簿を全部見させていただいているのですけれども、5,138人という数は、人口にすると19.4%というところで、県内においても非常に高いパーセントになっていると思っております。高齢者が多い地域とかということではなく、ちなみにでは大崎上島町は4.7%、北広島町では3.4%、本市におきましては、先ほども申し上げましたように19.4%ということでございます。

本当にこの方々が要支援者の名簿を、名簿の記載というものが、人口による割合が19.4%ということで、事前に名簿情報を提供する先はどういうところになっているでしょうか。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 名簿の事前提供先ということでございますけれども、これは避難を共助として支援をするといった団体になりますけれども、例えば自治会、あとは住民自治組織、あと自主防災組織、市の社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員協議会、消防団などがございますけれども、今現在この名簿については市独自の作成をしております。市の情報に基づいてこういった名簿をつくっておりますので、本人さんの同意がとれていないということで、事前の提供は今できていないといった状況でございます。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） 事前の提供ができていないのに5,000人をどうやって守るのかということになると思います。事前に名簿の情報を提供しているものの割合は0.0%、ほかのところでは何%かとかという数字は全部県内出ております。この0.0%に対して、では具体的にどのようにやっていくのか、個別計画の作成というのもあると思いますので、今後先ほどの説明にありました対象者というのが70歳以上の高齢者というだ

けの枠組みが、果たしてこれがどうなのかなど。健康でおられる方が事前に手を挙げて登録されている方もおられるかもしれませんので、本当に要支援ですので、心身とかいろいろ、先ほど精神とかありましたけども、そういった障害者、優先とか、高齢者でも1人でどうしても支援が受けられないという状況の方とか、そういった具体的にもう少し中身まで踏み入る必要があるのではないかと。そうしないと5,000人も助けていくという状態が、果たして連絡していくことが可能なかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 要避難者名簿のことをございますけども、今高齢者70歳以上というふうな、要件となっておりますけども、実際には元気な方というのはたくさんいらっしゃるというふうに思いますので、そういう方については自力で避難していただくということになると思います。

実際に1人で避難できない方についてどう支援していくかといったことになると思いますけども、これは今後個別の計画をつくっていくということになりますけども、これは要支援者ごとに台帳のような形で個別計画をつくっていくといったことになりますので、原則本人さんが申請をしていただいて登録をするといったようなことになります。中には1人では作成できないといった方もいらっしゃいますので、やはり地域の方との連携をしながらそういった要支援者ごとの個別計画をつくっていく、その個別計画を支援団体の方に事前に提供するというような取組を今後地域の方、関係団体の方と連携しながら行っていきたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） 実効性を担保する体制づくりをしっかりといただければなどという思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、2番目の人口減少に依じての自治体の事業の取捨選択というところを質問させていただきますので、人口減少は権限移譲等も踏まえて、県から市町へということでおきてきております。住民の要望の多様化とか、また多発化も増えていております。職員は多くの事業を担当しています。住民票の発行とか税金の徴収とか、道路、公共施設をつくったり、また医療費の助成や児童手当などを支給したりと、さらにコミュニティを形成すると。新企画の立案や関係者との調整等と、職員が日々様々な事業を進めていることによって住民の生活が保たれているというふうに自覚はしております。

しかし、答弁にもいただいたのですが、やはり取捨選択をしていかないと、財政上

も厳しいということもありますので、これは一番大事なことは住民ニーズを的確に捉えているのかどうか、事業を減らすことの検討というのはされているのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（大川弘雄君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

取捨選択というお話でございました。冒頭の御答弁で、これまでの市が行ってきたことといたしまして、人口減少や先ほど議員がおっしゃいました住民ニーズ、こちらも変化をいたしておりますので、そういったことでの実施事業の規模の縮小や廃止、また新たな事業への転換を図ると、そういった展開を行いまして随時見直しをしているところでございますので、それは引き続き今後も取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） そこで、私はいろいろ調べたのですが、今までも議会でも、常任委員会の視察等で訪れた春日部市さんが人口減少に応じての取捨選択で住民ニーズ、これをするには民間企業と同じような従業員の、民間企業であれば満足度調査というのがあったのですが、これを取り入れているのが春日部市でありました。自治体シンクタンクで有名であります。お隣の埼玉県の吉川市も取り組んでおります。職員の福祉を増進させるヒントを見つけることができるということでありましたし、民間企業の従業員の満足度を自治体の世界に応用したものが今あるので、是非こういう職員の満足度の向上が業務の品質を高めて市民満足度を向上させるとの考えに基づいてこういったことをやっていると、モチベーションの源泉や勤労の意欲にもつながるのではないかと思います、どのようにお考えでしょうか。

議長（大川弘雄君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

満足度の調査ということでございまして、先ほど議員からも他市の状況を御紹介いただきました。満足度の調査によりまして、我々職員の仕事に対する意識とか課題認識を把握いたしまして、これは市全体、全庁的な制度改善や各職場における業務改善にもつながっていくと思っております。そういったことから、先ほどモチベーションのお話もございましたが、当然モチベーションが上がることによりまして、市民の皆さんの満足度の向上にもつながると、そういった場合もあると当然考えられますので、その点踏まえまして調査

研究ということでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） それでは、3番目の質問をさせていただきたいと思ひます。

リカレント教育ということではあるのですけれども、答弁の方に子育てが一段落したお母さん、母親を対象とした就職応援セミナーや仕事と家庭の両立に関する相談会を開催するなど、就業への不安を解消しながら、仕事復帰ができるよう取り組んでいるところであるということでしたが、その効果と実績がありましたら教えていただきたいと思ひます。

議長（大川弘雄君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） お答えをいたします。

働きたいと思っておられる母親の方、子育て等が一段落した、そういった母親の方を対象にした就職応援セミナーというものを今年の11月に市内におきまして、これは広島県の働き方改革推進・働く女性応援課、こちらの部署と連携をいたしまして、そういった母親の仕事と家庭の両立等の不安や疑問を解消するという目的でセミナーを開催をいたしました。

また、今年度につきましては、来年2月におきましてやはり県と連携をいたしまして、そういった働きたいけど、どうしたらいいのかわからないとか、そういう就職の準備といひますか、そういった不安や悩み、あるいは自分のスキルを生かす働き方ですとか、新しい仕事にチャレンジをしたいというような、そういった再就職に向けた課題等を解消する相談会を開催をするということにいたしております。

そのようなまだ今年度初めてそういうセミナーですとか、今後相談会を開催するという予定にいたしております、成果という御質問でございますが、今後そういった方が一人でも就職等に結びつけられるように、働きたいと思ひている方の支援を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） 団塊のジュニアの方たちが高齢者となる2040年を目指したということで、現役世代、担い手の減少ということを見ると、いろいろと高齢者の若返りがあったり、就職率が上昇しているということもあるし、また先ほど女性のさらなる、一旦は子育てで職場を離れたけれど、また再び戻ろうと思ひてもスキルの面においてもなかなかついていられないということもある、そういった方々をしっかりと掌握しながら、ある

いは官学で近くの大学と連携しながら、そういった機関を提供していこうということも市としては大事ではないかなという思いがありました。

リカレント教育というのは、1970年代に経済協力開発機構、OECDが教育施策として、教育政策論として取り上げたということでもあります。やはり誰でも必要な時に教育機関に戻って学べられるような仕組みというのは、これからの高齢化の時代とそして女性の活躍推進ということも踏まえた上では、非常に大事な部分ではないかなと思います。新しい知識や技術の取得とともに、生きがいの創出にもつながるといことになるのではないかなと考えますので、官学の連携、何か模索していただくことができるかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（大川弘雄君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 今議員御指摘いただきましたように、今後ますます少子高齢化が進みまして、労働力人口の減少が懸念されるということもございます。また、御質問にもございましたように、今後ますます健康寿命が延びて100歳まで生きることが普通になる、人生100年時代が来るというふうにも言われております。このような人生100年時代を見据えまして、今後の技術進歩、職業生活の長期化ということ踏まえますと、働き手が年齢にとらわれず見直しを行うと。そして、高齢者ですとか子育てが一段落した女性の方などがスキルアップですとか資格取得を求めてそういう学び直しをされるということは非常に大切なことではないかなというふうに、重要なことではないかなというふうに思っております。そうした機会を市としても提供できるように、近隣には大学、あるいは専門学校等もございます。こうした教育機関が持つ人材ですとかノウハウ、こうしたことを活用することによって、そうした学び直しの分野だけでなく、地域課題の解決ですとか地域の活性化、こういうことにもつながってくるようなこともあるというふうに考えますので、現在他市町ではそういった大学等の連携というの進められているところもございますので、そうした事例を参考にしながら、そうした大学連携、官学の連携については検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） よく一般質問で調査、検討しますという回答をよくいただくのですが、本当に検討できているかどうか、時折私たちもしっかりチェックしないとイケないというふうに感じております。是非よろしくお願いたします。

最後、4点目になります。

貧困のことで質問をさせていただきました。率直にいうと、竹原市における貧困世帯という状況が今どんな状況なのかということが御答弁できれば、最初に御答弁いただきたいと思います。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 竹原市における貧困の状況ということでございます。

昨年、県の方で実態調査をしておりますけれども、全国的な調査でいきますと、平成28年の国民生活基礎調査によりますと、子どもの貧困率というのは13.9%というふうになっておりまして、昨年度、県が行った調査では、答弁申し上げたように、生活困窮層が約10%、生活困難層が約26%ということで、これについては竹原市も何件か調査をしておりますけれども、県と同じような形の実態ではないかなというふうに思っております。

数字については、竹原の調査の回答数というのは、県全体の1.5%といったような割合になっていきますので、若干のずれはあると思っておりますけれども、同じような状況ではないかというふうなところで思っております。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） この貧困の実態がわかった、それに対する何か対策というのは即座に検討されているのか、スタートしているのかどうか。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 竹原市における貧困対策でございますけれども、様々支援策を行っております。これまでひとり親家庭や子どもの貧困への支援ということでございますけれども、生活保護世帯やひとり親世帯に対しまして子どもの生活費や就学に必要な資金の援助などを行う教育支援、また子どもやその親が日常的な教育習慣を身につけるための生活支援、また保護者が就労するための支援や能力開発のための給付金などの就労支援、また児童扶養手当や資金貸付等の経済的な支援というのを行っております。こういった支援も継続して行っていきたいと思っておりますし、県の調査結果も参考にしながら、今後その支援策について様々検討していきたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） ありがとうございます。

就学援助制度がありますが、学校教育法第19条において経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとありました。本市の認定基準というのは、他市町と比べてどんな状況でし

ようか。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 就学援助制度の本市の認定基準ということでございますが、生活保護世帯を1としまして、それに近い所得判定と家族構成とも含めた様々な要因を総合判定をして、竹原市の場合は1.5以内であれば就学援助制度を適用している。近隣の市町の状況ですが、1.2ないし1.3というな基準が近隣の市町は見られると、そういう状況でございます。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） そういった家庭に対しては、少しでも竹原市の状況が、ほかの市とは違うということがわかりました。

なぜこのことを、貧困の連鎖についてを質問させていただきましたかといいますと、昨年7月に小学校の現場において、また中学生2年生、小学校では5年生を対象にアンケート調査が行われ、そのアンケート調査という内容が余りにもというか、結構踏み込んだ生活実態調査になっていました。保護者の方からも、こういったことを質問があるということは、何を目的でされているのですかという声がありました。中には、当然児童生徒に対してもアンケートしていますし、その保護者に対してもアンケートされておりますけれども、この1年間公共料金を滞納したことがありますかとか、例えば母親の最終学歴はどうなのでしょうとかというふうなアンケートも、かなり突っ込んだというか、調査をされておりました。

そこで、なぜこういった調査が行われたのかということが担当では福祉の方に、県の健康局こども家庭課が調査を行った、これの目的、もう一回、もう一度教えていただきたいと思えます。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 昨年行われた県の子供の生活に関する実態調査の目的でございますけれども、この貧困状態を十分に把握して、今後の効果的な対策を立てるといったことでされております。

これまでは所得だけで判断をしておりましたけれども、所得だけではなかなか実態を把握するのは難しいだろうということで、子どもの生活実態や学習環境についてを調査されたということで、幅広い質問があったということで、いろいろ御協力いただきましたけれども、結果が出たということで、今後についてはそれをもとに対応を考えていこうというこ

とでございます。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） この実態調査というのは、沖縄県で県全体で挙げて子どもの貧困の実態調査を実施して、貧困率は29.9%、国が17年に発表した全国データ13.9%のなんと2倍に達していたというのが沖縄だったと。また、保護者への調査では、就学支援も対象となる貧困世帯の約半数が利用していなかったこともわかったと。だから、わからないって、そういう制度があること自体もわからないということもあるのですが、本市の場合はそういうことはないかどうか。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 就学援助制度を保護者の方といいますか、関係者の方が全て周知をされているかということであると、残念ながら、全員の方に周知は行き届いていない。それをどういう形で把握するかということを実態としてやったことがないというのが現実でございますが、この最近の取組でいいますと、これまで申し出があった方に対して御説明をしていた時代といいますか、そういうこともございましたが、今現在入学説明会の時には全ての関係者の方にこういう制度の通知をお配りさせていただいているということで、全体で子どもの数が減っている中で、就学援助の人数も減ったり増えたり、年度間でばらつきはございますけども、一定にはこういう地道な周知活動等、積み上げていくことが必要かなというふうに考えております。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） 貧困の連鎖を断ち切らないといけない、だからやっぱり生活の実態調査等も要る、必要である、現場を見る。だから、教育長の丁寧な答弁によると、やはり個々の子どもたちの状況を丁寧に把握するということがまず入り口なのかなというふうに私も感じました。これは、本当に教育現場においても、また担当部においてもすごく大事なことであって、そこが敏感に感じ取るかどうかということによっては、手だてが遅れなくて済むということもあるのではないかなというふうに感じます。

今貧困の連鎖を断ち切るためには、一番大事なことは、学習支援というものも必要ではないかと思っておりますけれども、竹原市が行っている学習支援等、もう一度お聞きしたいと思います。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 現在行っている学習支援でございますけども、これはひとり親

家庭の福祉連合会というところが実際に実施をしております、現在竹原地区と忠海地区の2カ所で行っております。忠海地区については今年度から行っているといったところで、内容については年間で18回行っているといったもので、人数については、竹原については小中学生合わせて15名の子どもたちが集まって学習支援をしていると。忠海地区においては6名、これ登録制になっておりますので、毎回竹原については15名、忠海については6名の子どもたちが参加をして、そういった学習支援をしているといったような状況でございます。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） 引き続き、学習支援などを通して子どもの居場所というものも必要ではないかなというに感じます。

学校教育現場と福祉部局と連携をしっかりとっていかないことには、貧困の連鎖を断ち切ることもできませんし、保護者との関わりも非常にシビアな問題ではないかなと思いますけども、その点について連携ということはどのように今後されていこうと思っておられるか、お伺いしたいと思います。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 貧困問題については、やはり先ほどから話がございますように、世代間で連鎖するといったことが大きな課題であるというふうに認識しております。これを断ち切るということには、やはり学びのセーフティーネットの構築、これは教育委員会部分でありますけども、それに加えて子どもに直接アプローチして生活の基盤づくりの支援を行うといった、これは経済支援等がございますけども、そういった直接アプローチをして支援を行うということが重要であるというふうに思います。これらについては、やはり教育委員会、市長部局連携して取り組んでいくといったことが重要になってきますので、来年度子ども・子育て支援事業計画を策定いたしますけども、その中でいろんな実態把握もしながら、また関係部署と連携をしながら、そういった貧困の連鎖を断ち切る対策について様々検討していきたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） ここで1点だけ、ひとり親家庭なのですけれども、大体ひとり親家庭における貧困率は50%超えるのではないかということに対する認識はどうでしょうか。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） やはりひとり親家庭の貧困率が高いというのは我々も認識を持っておりますので、先ほどから支援策等々について今説明させていただきましたけども、今後も引き続きそういった支援策をより重点的に行っていきたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） 給付型の奨学金制度の導入とか新たないろんな支援策に着手していただきながら、子どもたちの貧困の連鎖を断ち切るために、やっぱり欠かせないのは教育格差の是正ではないかなというふうに感じます。この子どもたちが20年、30年たつと社会の構成員としてこの竹原市を守っていかないといけない人材になるということでもありますので、是非教育格差の是正を教育長、もし御答弁いただければ、教育長の立場で御意見があれば伺えればなと思っております。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） それでは、決意の方を私ども述べさせていただきますが、今議員おっしゃいましたように、次世代を担う子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく健やかに育って、夢や希望、意欲にあふれ自立した人間へと成長することは、竹原市民全ての願いであって、家庭の経済状況等に関わらず、全ての子どもたちが将来社会参加や自立するために必要な知識、能力を身につけられるようにしていくことが必要であると、こういうふうに考えているところでございます。

このたび広島県子供の生活に関する実態調査がございまして、先ほど来教育委員会も各部の答弁もございましたけれども、生活困難層や生活困窮層とそうでない層との比較において、家庭の経済資本でありますとか文化資本でありますとか社会関係資本などが学力に影響している、これが図らずも浮き彫りになっているわけでございます。

こういった状況の克服のために、我々教育委員会でありますとか、市内の学校が直接責任を負って担うべきことは、教育指導と教育条件整備の分野になるわけでございますが、これらの分野の取組の充実、そしてこういった問題の根本的な解決のためには、これも先ほど来でございますように、生活の支援でありますとか、あるいは就労の支援、あるいは経済的支援など、総合的な対策が必要であるわけでありまして、教育委員会といたしましても、このたびの調査のデータの活用等も含めまして、教育委員会が教育委員会としての司の取組にとどまることがなきように、関係部局、あるいは関係機関と密接に連携をしながら取組を進めてまいりたい、こういうふうに新たに決意をしているところでございます。

この中で、特に教育の面におきましては、個々の子どもたちをよく捉えて、そしてコンピューターでははかれない、本当に信頼関係を構築しながら、子どもと家庭との信頼関係を構築しながら、教職員の子どもたちへの愛、こういうことも基盤にしながら、特に教育の面におきましては、学校全体の総力戦、それぞれの学校の職員がそれぞれの担うべき役割を發揮して、そういう意味での学校全体の総力戦、そして本市には小中一貫教育のシステムを有するところのアドバンテージがございますので、市内全ての学校連携による総力戦、例えば小学校で図らずも、残念ながら身につかなかったことは中学校でカバーできればしていけばいいのです。そういうふうな全ての学校の総力戦、そしてもう一つは保護者、地域の皆さんのお力結集の総力戦、家庭の子どもたちへの関わりというのは極めて重要でございます。そこもしっかりとしていただき、また事情によって家庭でそれが担保できない家庭があれば、それは地域で、あるいは学校、PTAで協力し合ってそこを補っていく、私はこの3つの総力戦が竹原にとってできることであるし、必要不可欠である、こういうふうに思っております、新年度からは、先ほどの答弁でも申し上げましたが、コミュニティ・スクールの機能を順次学校に導入を図りながら、今申し上げました3つの総力戦が機能するように、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(10番道法知江君「終わります」と呼ぶ)

議長(大川弘雄君) 以上をもって10番道法知江議員の一般質問を終結いたします。

12月18日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後3時50分 散会